

第三者評価基準(案)

評価基準の考え方と評価のポイント、評価の着眼点

(情緒障害児短期治療施設版)

－ 目 次 －

1 治療・支援	1
(1) 治療	
① 子どもに対して適切な心理治療を行っている。	
② 子どもの心身の状況や、生活状況を把握するため、手順を定めてアセスメントを行い、子どもの個々の課題を具体的に明示している。 (共通Ⅲ—4—(1)—①)	
③ 心理治療は、自立支援計画に基づき 子どもの課題の解決に向けた心理治療方針を策定している。	
④ ケース会議を必要に応じて実施している。	
⑤ 医師による治療が必要な子どもに対する適切な治療及び職員の支援を実施している	
(2) 生活の中での支援	
① 子どもと職員との間に信頼関係を構築し、常に子どもの発達段階や課題に考慮した支援を行っている。	
② 子どもの協調性を養い、社会的ルールを尊重する気持ちを育てている。	
③ 多くの生活体験を積む中で、子どもがその課題の自主的な解決等を通して、子どもの健全な自己の成長や問題解決能力を形成できるように支援している。	
(3) 食生活	
① 食事をおいしく楽しく食べられるよう工夫し、栄養管理にも十分な配慮を行っている。	
② 子どもの生活時間にあわせた食事時間の設定を含め、子どもの発達段階に応じて食習慣を習得するための支援を適切に行っている。	
(4) 衣生活	
① 衣服は清潔で、体に合い、季節に合ったものを提供している。	
② 子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。	
(5) 住生活	
① 居室等施設全体を、生活の場として安全性や快適さに配慮したものにしている。	
② 発達段階に応じて居室等の整理整頓、掃除等の習慣が定着するよう支援している。	
(6) 健康と安全	
① 発達段階に応じ、身体の健康（清潔、病気、事故等）について自己管理ができるよう支援している。	
② 医療機関と連携して一人一人の子どもに対する心身の健康を管理するとともに、異常がある場合は適切に対応している。	
(7) 性に関する教育	
① 子どもの年齢・発達段階に応じて、異性を尊重し思いやりの心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。	
(8) 行動上の問題及び問題状況への対応	
① 子どもが暴力、不適応行動などの問題行動をとった場合に適切に対応している。	
② 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体に徹底している。	
③ 虐待を受けた子ども等、保護者からの強引な引き取りの可能性がある場合、施設内で安全が確保されるよう努めている。	
(9) 自主性、主体性を尊重した日常生活	
① 日常生活のあり方について、子ども自身が自分たちの問題として主体的に考えるよう支援している。	
② 子どもの発達段階に応じて、金銭の管理や使い方など様々な生活技術が身につくよう支援	

している。

(10) 学習支援、進路支援等

- ① 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。
- ② 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。
- ③ 施設と学校との親密な連携のもとに子どもに対して学校教育を保障している。

(11) 繼続性とアフターケア

- ① 子どもの状況に応じて退所後の社会生活を見据えた見立てを行い、支援している。
- ② 措置変更又は受入れに当たり継続性に配慮した対応を行っている。 (共通Ⅲ-3-(2)-①)
- ③ 家庭引き取りに当たって、子どもが家庭で安定した生活が送ることができるよう家庭復帰後の支援を行っている。
- ④ 子どもが安定した生活を送ることができるよう退所後の支援を行っている。

(12) 通所による支援

- ① 施設の治療的機能である生活支援や心理的ケアなどにより、通所による支援を行っている。

2 家族への支援 31

(1) 家族とのつながり

- ① 児童相談所と連携し、子どもと家族との関係調整を図ったり、家族からの相談に応じる体制づくりを行っている。
- ② 子どもと家族の関係づくりのために、面会、外出、一時帰宅などを積極的に、かつ適切に行っている。

(2) 家族に対する支援

- ① 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。

3 自立支援計画、記録 34

(1) 自立支援計画の策定

- ① アセスメントに基づいて子ども一人一人の自立支援計画を策定するための体制を確立し、実際に機能させている。(共通Ⅲ-4-(2)-①)
- ② 自立支援計画について、定期的に実施状況の振り返りや評価と計画の見直しを行う手順を施設として定め、実施している。(共通Ⅲ-4-(2)-②)

(2) 子どもの治療・支援に関する適切な記録

- ① 子ども一人一人の治療・支援の実施状況を適切に記録している。(共通Ⅲ-2-(3)-①)
- ② 子どもや保護者等に関する記録の管理について、規程を定めるなど管理体制を確立し、適切に管理を行っている。(共通Ⅲ-2-(3)-②)
- ③ 子どもや保護者等の状況等に関する情報を職員が共有するための具体的な取組を行っている。(共通Ⅲ-2-(3)-③)

4 権利擁護 39

(1) 子どもの尊重と最善の利益の考慮

- ① 子どもを尊重した治療・支援についての基本姿勢を明示し、施設内で共通の理解を持つための取組を行っている。(共通Ⅲ-1-(1)-①)
- ② 社会的養護が子どもの最善の利益を目指して行われることを職員が共通して理解し、日々の治療・支援において実践している。
- ③ 子どもの発達に応じて、子ども自身の出生や生い立ち、家族の状況について、子どもに適切に知らせている。

- ④ 子どもの行動の自由などの規制については、子どもの安全の確保等のために、他に取るべき方法がない場合であって子どもの最善の利益になる場合にのみ、適切に実施している。
 - ⑤ 子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備し、職員に周知するための取組を行っている。(共通Ⅲ－1－(1)－②)
 - ⑥ 子どもや保護者の思想や信教の自由を保障している。
- (2) 子どもの意向や主体性への配慮
- ① 子どもや保護者の意向を把握する具体的な仕組みを整備し、その結果を踏まえて、治療・支援の内容の改善に向けた取組を行っている。(共通Ⅲ－1－(2)－①)(共通Ⅲ－1－(2)－②)
 - ② 子ども自身が生活全般について自主的に考える活動を推進し、施設における生活改善に向けて積極的に取り組んでいる。
 - ③ 施設が行う支援について事前に説明し、子どもが主体的に選択（自己決定）できるよう支援している。
- (3) 入所時の説明等
- ① 子どもや保護者等に対して、治療・支援の内容を正しく理解できるような工夫を行い、情報の提供を行っている。(共通Ⅲ－3－(1)－①)
 - ② 入所時に、施設で定めた様式に基づき治療・支援の内容や施設での約束ごとについて子どもや保護者等にわかりやすく説明している。(共通Ⅲ－3－(1)－②)
- (4) 権利についての説明
- ① 子どもに対し、権利について正しく理解できるよう、わかりやすく説明している。
- (5) 子どもが意見や苦情を述べやすい環境
- ① 子どもが相談したり意見を述べたりしたい時に相談方法や相談相手を選択できる環境を整備し、子どもに伝えるための取組を行っている。(共通Ⅲ－1－(3)－①)
 - ② 苦情解決の仕組みを確立し、子どもや保護者等に周知する取組を行うとともに、苦情解決の仕組みを機能させている。(共通Ⅲ－1－(3)－②)
 - ③ 子ども等からの意見や苦情等に対する対応マニュアルを整備し、迅速に対応している。(共通Ⅲ－1－(3)－③)
- (6) 被措置児童等虐待対応
- ① いかなる場合においても体罰や子どもの人格を辱めるような行為を行わないよう徹底している。
 - ② 子どもに対する暴力、言葉による脅かし等の不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。
 - ③ 被措置児童等虐待の届出・通知に対する対応を整備し、迅速かつ誠実に対応している。
- (7) 他者の尊重
- ① 様々な生活体験や多くの人たちとのふれあいを通して、他者への心づかいや他者の立場に配慮する心が育まれるよう支援している。

5 事故防止と安全対策	58
① 事故、感染症の発生時など緊急時の子どもの安全確保のために、組織として体制を整備し、機能させている。(共通Ⅱ－3－(1)－①)	
② 災害時に対する子どもの安全確保のための取組を行っている。(共通Ⅱ－3－(1)－②)	
③ 子どもの安全を脅かす事例を組織として収集し、要因分析と対応策を行い、子どもの安全確保のためにリスクを把握し対策を実施している。(共通Ⅱ－3－(1)－③)	
6 関係機関連携・地域支援	61

- (1) 関係機関等の連携
- ① 施設の役割や機能を達成するために必要となる社会資源を明確にし、児童相談所など関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に明示し、その情報を職員間で共有している。(共通Ⅱ-4-(2)-①)
 - ② 児童相談所等の関係機関等との連携を適切に行い、定期的な連携の機会を確保し、具体的な取組や事例検討を行っている。(共通Ⅱ-4-(2)-②)

(2) 地域との交流

- ① 子どもと地域との交流を大切にし、交流を広げるための地域への働きかけを適切に行ってている。(共通Ⅱ-4-(1)-①)
- ② 施設が有する機能を、地域に開放・提供する取組を積極的に行っている。(共通Ⅱ-4-(1)-②)
- ③ ボランティア受入れに対する基本姿勢を明確にし、受入れについての体制を整備している。(共通Ⅱ-4-(1)-③)

(3) 地域支援

- ① 地域の具体的な福祉ニーズを把握するための取組を積極的に行っている。(共通Ⅱ-4-(3)-①)
- ② 地域の福祉ニーズに基づき、施設の機能を活かして地域の子育てを支援する事業や活動を行っている。(共通Ⅱ-4-(3)-②)

7 職員の資質向上 68

- ① 組織として職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。(共通Ⅱ-2-(3)-①)
- ② 職員一人一人について、基本姿勢に沿った教育・研修計画が策定され計画に基づいて具体的な取組が行われている。(共通Ⅱ-2-(3)-②)
- ③ 定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行い、次の研修計画に反映させている。(共通Ⅱ-2-(3)-③)
- ④ スーパービジョンの体制を確立し、施設全体として職員一人一人の援助技術の向上を支援している。

8 施設運営 72

(1) 運営理念、基本方針の確立と周知

- ① 法人や施設の運営理念を明文化し、法人と施設の使命や役割が反映されている。(共通Ⅰ-1-(1)-①)
- ② 法人や施設の運営理念に基づき、適切な内容の基本方針が明文化されている。(共通Ⅰ-1-(1)-②)
- ③ 運営理念や基本方針を職員に配布するとともに、十分な理解を促すための取組が行っている。(共通Ⅰ-1-(2)-①)
- ④ 運営理念や基本方針を子どもや保護者に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行っている。(共通Ⅰ-1-(2)-②)

(2) 中・長期的なビジョンと計画の策定

- ① 施設の運営理念や基本方針の実現に向けた施設の中・長期計画が策定されている。(共通Ⅰ-2-(1)-①)
- ② 各年度の事業計画は、中・長期計画の内容を反映して策定されている。(共通Ⅰ-2-(1)-②)
- ③ 事業計画を、職員等の参画のもとで策定されるとともに、実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われている。(共通Ⅰ-2-(2)-①)

- ④ 事業計画を職員に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行っている。(共通 I -2- (2) -②)
- ⑤ 事業計画を子ども等に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行っている。(共通 I -2- (2) -③)

(3) 施設長の責任とリーダーシップ

- ① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、専門性に裏打ちされた信念と組織内の信頼をもとにリーダーシップを発揮している。(共通 I -3- (1) -①)
- ② 施設長自ら、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行い、組織全体をリードしている。(共通 I -3- (1) -②)
- ③ 施設長は、治療・支援の質の向上に意欲を持ち、組織としての取組に十分な指導力を発揮している。(共通 I -3- (2) -①)
- ④ 施設長は、経営や業務の効率化と改善に向けた取組に十分な指導力を発揮している。(共通 I -3- (2) -②)

(4) 経営状況の把握

- ① 施設運営をとりまく環境を的確に把握するための取組を行っている。(共通 II -1- (1) -①)
- ② 運営状況を分析して課題を発見するとともに、改善に向けた取組を行っている。(共通 II -1- (1) -②)
- ③ 外部監査(外部の専門家による監査)を実施し、その結果に基づいた運営改善が実施されている。(共通 II -1- (1) -③)

(5) 人事管理の体制整備

- ① 施設が目標とする治療・支援の質を確保するため、必要な人材や人員体制に関する具体的なプランが確立しており、それに基づいた人事管理が実施されている。(共通 II -2- (1) -①)
- ② 客観的な基準に基づき、定期的な人事考課が行われている。(共通 II -2- (1) -②)
- ③ 職員の就業状況や意向を定期的に把握し、必要があれば改善に取り組む仕組みが構築されている。(共通 II -2- (2) -①)
- ④ 職員待遇の充実を図るため、福利厚生や健康を維持するための取組を積極的に行っている。(共通 II -2- (2) -②)

(6) 実習生の受入れ

- ① 実習生の受入れと育成について、基本的な姿勢を明確にした体制を整備し、効果的なプログラムを用意する等積極的な取組をしている。(共通 II -2- (4) -①)

(7) 標準的な実施方法の確立

- ① 治療・支援について標準的な実施方法を文書化し、職員が共通の認識を持って行っている。(共通 III -2- (2) -①)
- ② 標準的な実施方法について、定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定め、検証・見直しを行っている。(共通 III -2- (2) -②)

(8) 評価と改善の取組

- ① 治療運営や治療・支援の内容について、自己評価、第三者評価等、定期的に評価を行う体制を整備し、機能させている。(共通 III -2- (1) -①)
- ② 評価の結果を分析し、施設として取り組むべき課題を明確にし、改善策や改善実施計画を立て実施している。(共通 III -2- (1) -②)

※「共通 I -1- (1) -①」の記載は、社会福祉事業共通の評価基準53項目の対応する番号

1 治療・支援

1－(1) 治療

1－(1)－① 子どもに対して適切な心理治療を行っている。

【判断基準】

- a) 心理的なケアが必要な子どもに対して心理治療を行っている。
- b) 心理的なケアが必要な子どもに対して心理治療を行っているが、十分ではない。
- c) 心理的なケアが必要な子どもに対して心理治療を行っていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

○本評価基準では、被虐待児など心理的なケアが必要な子どもに対する心理治療について、自立支援計画に基づく心理治療方針の策定とその方針による心理治療の実施状況等について評価します。

評価の着眼点

- 心理治療支援を必要とする子どもについては、自立支援計画に基づきその解決に向けた心理治療方針が策定されている。
- 心理治療方針において個別・具体的方法が明示されており、その方法により心理治療支援が実施されている。
- 個々の子どもに心理治療担当者を決め、定期的かつ必要に応じて心理療法などを実施している。
- 心理治療支援を必要とする保護者に対して担当者を決め、定期的かつ必要に応じてカウンセリングなどの心理治療支援を実施している。
- 心理治療を行う際、子どもと保護者にインフォームドコンセント(説明と同意)に努めている。
- 集団によるコミュニケーション活動及び表現活動を必要に応じて実施している。
- 必要に応じて心理検査などにより、治療効果について評価している。
- 外部の関係機関によるスーパービジョンを必要に応じて受けている。
- 治療的な観点から集団活動など活動を控えさせるなど特別な対応を行う場合は、権利侵害に当たらないか十分に職員間で吟味し、子ども、保護者及び児童相談所等へ目的、対応の内容、予想される期間等を明示し、同意をとるようにしている。

1—(1)—② 子どもの心身の状況や、生活状況を把握するため、手順を定めてアセスメントを行い、子どもの個々の課題を具体的に明示している。(共通Ⅲ—4—(1)—①)

【判断基準】

- a) 子どもの心身状況や生活状況等を正確に把握しており、定められた手順に従ってサービス実施上の解決すべき課題（ニーズ）を具体的に明示している。
- b) 子どもの心身状況や生活状況等を正確に把握しているが、定められた手順に従ってサービス実施上の解決すべき課題（ニーズ）を十分に明示していない。
- c) 子どもの心身状況や生活状況等を正確に把握しておらず、定められた手順に従ってサービス実施上の解決すべき課題（ニーズ）を具体的に明示していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- アセスメントには子どもの心身の状況や生活状況等を把握するとともに、子どもにどのような治療・支援を行う上のニーズがあるかを明らかにすることが含まれます。
- 子どもの状況を正確に把握し、ニーズを明らかにすることは、自立支援計画策定の基本となる重要なプロセスです。心身状況や生活状況あるいはニーズを施設が定めた統一された手順と様式によって把握する必要があります。
- 児童相談所等の関係機関との話し合いや関係書類、子ども本人との面接などで、子どもの心身の状況や生活状況、保護者（親族）の状況など家庭環境、学校での様子など必要な情報を収集することが求められます。
- 発達段階や情緒・行動上の問題を課題とする場合は、子どもにとって、理解できる目標として言語化することが求められます。

評価の着眼点

- 把握した子どもの心身の状況や生活状況等の情報を、総合的に分析、検討した課題を適切に把握し、施設が定めた統一した様式によって記録している。
- アセスメントの定期的見直しの時期と手順を定めている。
- 部門を横断した様々な職種の関係職員（種別によって組織以外の関係者も）が参加して、アセスメントに関する協議を実施している。
- 子ども一人一人の具体的なニーズが明示されている。
- 様式の中には、子どもの強みや長所など伸ばすことも記載している。
- アセスメントは、必要に応じて医学的、心理学的、社会学的な観点からスーパービジョンを受けている。

1—(1)—③ 心理治療は、自立支援計画に基づき 子どもの課題の解決に向けた心理治療方針を策定している。

【判断基準】

- a) 自立支援計画に基づき、子どもの課題解決に向けた心理治療方針が策定されている。
- b) 自立支援計画に基づき、子どもの課題解決に向けた心理治療方針の策定が十分ではない。
- c) 自立支援計画に基づき、子どもの課題解決に向けた心理治療方針が策定されていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 心理治療が必要な子どもに対して、自立支援計画に心理治療方針が策定されているかを評価するものです。
- 心理治療方針は本人と保護者へのインフォームドコンセントを得ることが原則で、その努力を行っているかを評価します。
- 施設内の心理治療では限界がある場合、外部の専門家の助言や直接の支援も得ら得るような体制を整えているかを評価します。

評価の着眼点

- 子どもの課題が明確に自立支援計画に記されている。
- 子どもの課題に対する心理治療方針が自立支援計画に記されている。
- 心理治療方針は子どもや保護者への説明と同意を得ている。
- 必要に応じて、医学、心理学などの専門家から直接的支援を受ける体制を整えている。

1—(1)—④ ケース会議を必要に応じて実施している。

【判断基準】

- a) ケース会議を必要に応じて実施している。
- b) ケース会議の実施状況が十分ではない。
- c) ケース会議が実施されていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 担当者のみでなく、施設全体で子どもの心理治療にあたる情緒障害児短期治療施設においては、ケース会議は不可欠なものです。定期的に行われているか、なるべく全ての子どもが対象となるように行われているかを評価します。
- 施設職員のみでなく、学校など関連機関が参加しているかを評価します。
- 必要に応じて外部のスーパーバイザーが参加していることを評価します。

評価の着眼点

- 定期的にケース会議が開かれている。
- なるべく全ての子どもが対象となるように会議が開かれている。
- 必要に応じて外部のスーパーバイザーの参加を求めている。
- ケース会議には、心理療法担当職員、児童指導員や保育士、医師のほか、必要に応じて児童相談所、学校の関係者の参加を求めて行う。

1—(1)—⑤ 医師による治療が必要な子どもに対する適切な治療及び職員の支援を実施している

【判断基準】

- a) 医師による治療が必要な子どもに対する適切な治療及び職員の支援を実施している。
- b) 医師による治療が必要な子どもに対する治療及び職員の支援を実施しているが、十分ではない。
- c) 医師による治療が必要な子どもに対する治療及び職員の支援を実施していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

○本評価基準では、医師による治療が必要な子どもに対する、治療や支援の実施状況を評価します。

評価の着眼点

- 医療的ケアの必要な児童に対して定期的かつ必要に応じて児童精神科医等の診療を実施している。
- 医師の受診、治療に際しては、保護者及び児童相談所等に同意をとっている。
- 緊急時等に対して医師を中心にしてチーム対応できる体制が確保されている。
- 重篤なケース等については医師を中心にしてチームを編成し、治療や支援を実施している。
- 児童に対する心理治療支援等について医師による職員のスーパービジョンや研修を行い、生活・心理治療など各部門の職員とともに心理治療計画の策定・見直しを行っている。
- 入院治療が必要になる場合に備え、外部の医療機関と連携し、必要に応じて話し合い等を行っている。

1-(2) 生活の中での支援

1-(2)-① 子どもと職員との間に信頼関係を構築し、常に子どもの発達段階や課題に考慮した支援を行っている。

【判断基準】

- a) 子どもと職員の信頼関係を構築し、子どもの発達段階や課題に考慮した支援を行っている。
- b) 子どもと職員の信頼関係を構築し、子どもの発達段階や課題に考慮した支援を行っているが、十分ではない。
- c) 子どもの発達段階や課題に考慮した支援を行っていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 子ども一人一人が抱える課題は個別的かつ多様であり、解決までに時間がかかるものも少なくありません。
- 施設における支援は、生活する場所が安全であることを子どもが意識できるようにすることが大前提であり、その上で子どもの基本的信頼感を構築することが不可欠です。そのためには、職員の高い専門性に基づく受容的・支持的なかかわりや深い洞察力による課題把握と対応が求められます。
- また、支援に当たっては発達段階や課題に対する正しい理解のもと、子どもの個別性に十分配慮したかかわりが求められます。
- 本評価基準では、子どもと職員との間での信頼関係の構築に向けたかかわりや、子どもの発達段階や課題に考慮した支援について評価します。

評価の着眼点

- 子どもに対する受容的・支持的なかかわりを心がけている。
- 個々の子どもの気持ちをくみ取っている。
- 職員と子どもが個別的にふれあう時間を確保している。
- 子どもからの相談を引き出せるように働きかけを意識的に行っている。
- 子どもに問題行動等があった場合、単にその行為を取り上げてしかるのでなく、背景にある心理的課題の把握に努めている。
- 個々の子どもの状況に応じて、日課は柔軟に対応できる体制となっている。
- 子どもの生活を束縛するような管理や操作をしていない。

1—(2)—② 子どもの協調性を養い、社会的ルールを尊重する気持ちを育てている。

【判断基準】

- a) 子どもの協調性を養い、社会的ルールを尊重する気持ちを育てている。
- b) 子どもの協調性を養い、社会的ルールを尊重する気持ちを育てているが、十分ではない。
- c) 子どもの協調性を養い、社会的ルールを尊重する気持ちを育てる取組を行っていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

○本評価基準は、子どもの協調性を養い、社会的ルールを尊重する気持ちを育てるための支援について、職員の態度や子どもとのかかわり方のほか、施設のルールづくりへの子どもの参画等、具体的な取組を通して評価します。

評価の着眼点

- 普段から、職員が振る舞いや態度で模範を示している。
- 施設生活・社会生活の規範等守るべきルール、約束ごとを理解できるよう子どもに説明し、責任ある行動をとるよう支援している。
- 施設生活を通して他者への心づかいや配慮する心が育まれるよう支援している。
- 地域社会への積極的参加を図る等、社会的ルールを習得する機会を設けている。
- 施設のルール、約束ごとについては、話し合いの場が設定されており、必要に応じて変更している。

1—(2)—③ 多くの生活体験を積む中で、子どもがその課題の自主的な解決等を通して、子どもの健全な自己の成長や問題解決能力を形成できるように支援している。

【判断基準】

- a) 子どもの健全な自己の成長や問題解決力を形成できるように支援している。
- b) 子どもの健全な自己の成長や問題解決力を形成できるように支援しているが、十分ではない。
- c) 子どもの健全な自己の成長や問題解決力を形成できるような支援をしていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 子どもの健全な自己の成長や問題解決力を高めるためには、施設生活において多様な経験を積むための機会を確保するとともに、つまずきや失敗を受け止め、子どもとともに解決していくとする職員の姿勢が大切です。
- 本評価基準では、子どもの健全な自己成長や問題解決力の向上に向けた支援について具体的な取組とそれらに対する職員のかかわりを評価します。
- 取組や職員の支援は、集団的なアプローチだけではなくて、子ども一人一人への支援も含めて評価を行います。

評価の着眼点

- 施設生活において多種多様な経験を積むような機会（自然体験、職場実習等）を計画している。
- 生活日課等の中に、生活体験（創作活動など）を通して、ものごとを広い視野で具体的な総合的にとらえる力や、豊かな情操が育まれるような活動が組み込まれている。
- つまずきや失敗の体験を大切にし、自主的な問題の解決等を通して、自己肯定感などを形成し、たえず自己を向上発展させるための態度が身につけられるよう支援している。
- 問題の解決に当たって、謙虚に他から学び、他と協力していく力や態度を形成できるようグループ活動などを取り入れ支援している。

1－(3) 食生活

1－(3)－① 食事をおいしく楽しく食べられるよう工夫し、栄養管理にも十分な配慮を行っている。

【判断基準】

- a) 食事をおいしく楽しく食べられるよう工夫し、栄養管理にも十分な配慮をしている。
- b) 食事をおいしく楽しく食べられるよう工夫し、栄養管理にも配慮をしているが、十分ではない。
- c) 食事をおいしく楽しく食べられるよう工夫していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 食事は、子どもの身体的成長の基本であることから、年齢等にあった調理方法や栄養のバランスはもとより、食生活習慣の確立、栄養・食育、心の健康づくりという目的に応じて一人一人の子どもに配慮することが大切です。
- 従来、食事は子どもの身体づくりの面が重視されてきましたが、子どもの心を育てる上でも重要な意味を持つことを改めて認識する必要があります。
- そのため、栄養に配慮されたおいしい食事をゆっくりと、くつろいで楽しい雰囲気で食べることができるような環境づくりを通して精神的な安定と発達を促していく取組が求められます。
- 本評価基準では、食事をおいしく楽しく食べることができるような工夫等について施設における取組を評価します。

評価の着眼点

- 食事場所は明るく楽しい雰囲気で、常に清潔が保たれている。
- 温かいものは温かく、冷たいものは冷たくという食事の適温提供に配慮している。
- 陶器の食器等を使用したり盛りつけやテーブルの飾りつけの工夫など、食事を美味しく食べられるように工夫している。
- 子どもの年齢、障害のある子ども等の個人差や子どもの体調、疾病、アレルギー等に配慮した食事を提供している。
- 好き嫌いをなくす工夫や偏食支援については、無理が無いよう配慮し実施している。
- 定例的に子どもの嗜好や栄養摂取量を把握し、献立に反映させている。
- 生活支援担当職員と給食担当職員との定例的な連絡会議を開催し、食生活の向上などに努めている。
- 研修会や講習会に参加し、技術の向上に努めている。
- 栄養士を中心に、日々提供される食事内容や食事環境に十分に配慮するとともに、子どもに対する献立の提示等食に関する情報提供を行っている。

1—(3)—② 子どもの生活時間にあわせた食事時間の設定を含め、子どもの発達段階に応じて食習慣を習得するための支援を適切に行っている。

【判断基準】

- a) 発達段階に応じて食習慣を習得するための支援を適切に行っている。
- b) 発達段階に応じた食習慣を習得するための支援を行っているが、十分ではない。
- c) 発達段階に応じた食習慣を習得するための支援を行っていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 本評価基準では、子どもの生活時間に合わせた食事の時間の設定、食生活への子どもの参加、変化に富んだ食生活の提供等を通じて発達段階に応じた食習慣を習得するための支援について評価します。
- 特に、食事の時間は、子どもの基本的生活習慣の確立につながるよう設定されるとともに、食事に要する時間にも個人差があることから可能な限り幅とゆとりをもって設定される必要があります。
- また、食器洗いや配膳、簡単な調理など基礎的な調理技術を習得することに向けた支援や、施設外での食事など多様な機会を設けることによって食事を楽しむとともに正しい食習慣の習得することに向けた支援を行うことが大切です。

評価の着眼点

- 朝食、昼食、夕食それぞれの食事時間が子どもの基本的生活習慣の確立につながるよう設定されている。例：夕食時間は午後6時以降にしている。
- クラブ活動等子どもの事情に応じて、食事時間以外の時間でも個別の食事を提供している。
- 電子レンジや保温庫、保冷庫等を用意し、食事時間以外にもおいしく食べられるよう配慮している。
- 無理なく楽しみながら食事ができるように、年齢や個人差に応じた食事時間に配慮をしている。
- 子どもが日々の食生活に必要な知識及び判断力を習得し、基本的な食習慣を身につけることができるよう食育を推進している。
- 食事の準備、配膳、食後の後片付けなどの習慣や簡単な調理など基礎的な調理技術を習得できるよう支援している。
- 郷土料理、季節の料理、伝統行事の料理などに触れる機会を持ち、食文化を継承できるようにしている。
- 外食の機会を設け、施設外での食事を体験させている。
- 箸、ナイフ・フォーク等食器の使い方や食事のマナーが習得できるよう支援している。

1－(4) 衣生活

1－(4)－① 衣服は清潔で、体に合い、季節に合ったものを提供している。

【判断基準】

- a) 衣服は清潔で、体に合い、季節に合ったものを提供している。
- b) —
- c) 衣服の提供に配慮を欠いたものがある。

評価基準の考え方と評価のポイント

○本評価基準では、衣生活の支援について施設の取組を評価します。

評価の着眼点

- 常に衣服は清潔で、体に合い、季節に合ったものが着用されるよう提供している。
- 年齢に応じて、TPOに合わせた服装ができるよう配慮している。
- 毎日取り替える下着や、汚れた時などに着替えることができる衣類が十分に確保されている。
- 生活場面や活動場面に応じて着替えることのできる衣類を提供している。

1—(4)—② 子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。

【判断基準】

- a) 子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。
- b) 子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援しているが、十分ではない。
- c) 子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるような支援をしていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 衣生活は、子どもにとって大切な領域であり自己表現の大きな手段として考えられることから適切な配慮が求められます。
- 画一的な衣生活にならないよう、一括購入や一律支給をやめて可能な限り子どもの個性にあつたもの、子どもの好みにあったものを購入するような配慮が求められます。
- また、高年齢児においては自分自身で選び、購入できるような機会を確保することも必要です。あわせて、子ども自身で衣生活の管理ができるように支援を進めていくことが求められます。
- 季節や気候にあわせた衣服の選択や、衣類の補修等、発達段階に応じて子ども自身でできるように必要な支援を行います。
- 本評価基準は、子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて自己表現できるための施設による支援について評価します。

評価の着眼点

- 気候、生活場面、汚れなどに応じた選択、着替えや衣類の整理、保管などの衣習慣を習得させている。
- 個々の収納スペースを確保するなど、「自分の服である」という所有感を持つるようにしている。
- 発達段階や好みに合わせて子ども自身が衣服を購入できる機会を設けている。
- 発達段階に応じて、衣服の着脱、整理整頓ができるよう支援している。
- 発達段階に応じて、洗濯、アイロンかけ、補修等衣服の自己管理ができるよう支援している。
- 衣服を通じて子どもが適切に自己表現ができるように支援している。

1－(5) 住生活

1－(5)－① 居室等施設全体を、生活の場として安全性や快適さに配慮したものにしている。

【判断基準】

- a) 居室等施設全体が生活の場として安全性や快適さに配慮したものになっている。
- b) 居室等施設全体が生活の場として安全性や快適さに配慮されているが、十分ではない。
- c) 居室等施設全体が生活の場として安全性や快適さに配慮していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 子どもの成長発達と権利擁護の視点から、生活の場である建物や設備のあり方を改めて見直してみる必要があります。
- 本評価基準では、居室等施設全体が生活の場として安全性や快適さに配慮したものになっているかどうか、施設の工夫や取組を評価します。

評価の着眼点

- トイレ、洗面所等は性別や年齢に応じて使いやすいように配慮している。
- 必要に応じて、冷暖房設備を整備している。
- 子どもが私物を収納できるよう、個々にロッカー、タンス等を整備している。
- 日常的な清掃を行い、軽度な修繕を迅速に行っている。
- 居室の清掃をはじめ、施設内外の保健的環境の維持及び向上に努めている。
- くつろげる空間を確保するように努めている。
- 必要に応じていつでも入浴やシャワーが利用できるようになっている。

1—(5)—② 発達段階に応じて居室等の整理整頓、掃除等の習慣が定着するよう支援している。

【判断基準】

- a) 発達段階に応じて居室等の整理整頓、掃除等の習慣が定着するよう支援している。
- b) 発達段階に応じて居室等の整理整頓、掃除等の習慣が定着するよう支援しているが、十分ではない。
- c) 発達段階に応じて居室等の整理整頓、掃除等の習慣が定着するような支援はしていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 子どもの自立に向けては、基本的生活習慣・生活技術を身につけることが必要であり、その支援は子ども一人一人の発達段階等によって大きく異なります。
- 支援に当たっては、職員が子ども一人一人の発達状況等を正しく理解した上で、時間をかけて行うことが求められます。
- あわせて、子どもに可能な限り多様な体験をさせることによって生活技術を高めていくための働きかけも必要となります。
- 本評価基準は、発達段階に応じた生活習慣の確立と生活技術の習得に向けた支援について具体的な取組を通して評価します。

評価の着眼点

- 居室の整理・整頓、掃除の習慣を身につけられるよう支援している。
- 洗濯、ふとん干し、各居室のごみ処理の習慣を身につけられるよう支援している。
- 戸締り、施錠の習慣を身につけられるように支援している。
- 建物や設備の軽度な破損について、簡単な修理を体験できるように配慮している。

1-(6) 健康と安全

1-(6)-① 発達段階に応じて、身体の健康（清潔、病気、事故等）について自己管理ができるよう支援している。

【判断基準】

- a) 発達段階に応じて、身体の健康について自己管理ができるよう支援している。
- b) 発達段階に応じて、身体の健康について自己管理ができるよう支援しているが、十分ではない。
- c) 発達段階に応じて、身体の健康について自己管理ができるような支援をしていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 身体の健康は、子どもの健全な発達の基本となります。
- 本評価基準では、発達段階に応じて子ども自らが身体の健康に関する自己管理を行うことができるよう施設が行う支援について評価します。
- なお、本評価基準で身体の健康とは、病気だけではなく清潔や安全（事故防止）といったことを含むものとしてその取組を評価します。

評価の着眼点

- 常に良好な健康状態を保持できるよう、睡眠、食事摂取、排泄等の状況を職員がきちんと把握している。
- 排泄後の始末と手洗いの支援をしている。
- 夜尿について、適切な対応に努めている。
- うがいや手洗いの習慣を養うように支援している。
- 寝具の日光消毒や衣類などを清潔に保つなど、健康管理ができるよう支援している。
- 洗面、歯磨き、入浴時に体や髪を洗うことなど清潔を保つための支援を行っている。
- 整髪、ひげそり等身だしなみについて、発達に応じて自ら行えるよう支援している。
- 定例的に理美容をしている。
- 子どもの発達段階に応じて、危険物の取扱いや危険な物・場所・行為から身を守るための支援を行っている。
- 子どもの交通事故を防止するため、交通ルール等について日頃から子どもに教えている。

1—(6)—② 医療機関と連携して一人一人の子どもに対する心身の健康を管理するとともに、異常がある場合は適切に対応している。

【判断基準】

- a) 一人一人の子どもに対する心身の健康を管理するとともに、異常がある場合は適切に対応している。
- b) 一人一人の子どもに対する心身の健康を管理し異常がある場合は対応しているが、十分ではない。
- c) 一人一人の子どもに対する心身の健康管理が行われていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

○本評価基準では、子どもの健康管理について日常的な医療機関との連携や、子どもの健康状態の把握状況等について具体的な取組を評価します。

評価の着眼点

- 子どもの平常の健康状態や発育・発達状態を把握している。
- 健康上特別な配慮を要する子どもについては、医療機関と連携して、日頃から注意深く観察している。
- 職員間で医療や健康に関して学習する機会を設け、知識を深める努力をしている。
- 服薬管理の必要な子どもについては、医療機関と連携しながら服薬や薬歴のチェックを行っている。
- 受診や服薬が必要な場合、子どもがその必要性を理解できるよう、説明している。
- 感染症に関する対応マニュアル等を作成し、感染症や食中毒が発生し、まん延しないように必要な措置を講じている。また、あらかじめ関係機関の協力が得られるよう体制整備をしている。

1-(7) 性に関する教育

1-(7)-① 子どもの年齢・発達段階に応じて、異性を尊重し思いやりの心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。

【判断基準】

- a) 異性を尊重し思いやりの心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。
- b) 異性を尊重し思いやりの心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けているが、十分ではない。
- c) 性についての正しい知識を得る機会を設けていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 情緒障害児短期治療施設における性教育は、自立と共生の力を育てることを基本的な考え方として年齢、発達段階に応じて性についての正しい知識、関心が持てるよう支援していくことが求められます。
- そのためには、日頃から職員の間でも性教育のあり方等について検討し、必要に応じて勉強会を行う等の取組が必要となります。
- また、実生活の上でも年齢にふさわしい異性とのつき合いができるような配慮が必要となります。
- 本評価基準では、子どもの性に対する正しい理解を促すための取組を評価します。
- いのちの教育の一環として性教育があることを理解する必要があります。

評価の着眼点

- 年齢、発達段階に応じて、性についての正しい知識、関心が持てるよう支援している。
- 性をタブー視せず、子どもの疑問や不安に答えている。
- 年齢相応で健全な異性とのつき合いができるよう配慮している。
- 年齢に応じた性教育のカリキュラムを用意し、正しい性知識を得る機会を設けている。
- 性教育について、職員や子どもに対して外部講師を招いて学習会を実施している。

1-(8) 行動上の問題及び問題状況への対応

1-(8)-① 子どもが暴力・不適応行動などの問題行動をとった場合に適切に対応している。

【判断基準】

- a) 子どもが問題行動をとった場合に適切に対応している。
- b) 子どもが問題行動をとった場合に対応しているが、十分ではない。
- c) 子どもが問題行動をとった場合に対応していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 子どもが問題行動をとった場合には、子どもが訴えたいことを理解し、その問題行動の原因について十分な検討を行うことが大切です。
- また、問題行動のある子どもの特性等についてはあらかじめ職員間で情報を共有化し、連携して対応できるようにすることや、必要に応じて児童相談所、専門医療機関等とも情報交換を行うなど日常的な対応が求められます。
- 本評価基準では、子どもが暴力・不適応行動などの問題行動をとった場合の対応や日常的な取組について評価します。

評価の着眼点

- 問題行動のある子どもについて、子どもの特性等あらかじめ職員間で情報を共有化し、連携して対応できるようにしている。
- 問題行動のある子どもについては、訴えたいことを受け止めるとともに、問題となる行動を観察・記録し、誘引や刺激、人的・物的環境との因果関係を分析している。
- 職員の研修等を行い、問題行動に対して適切な支援技術を習得できるようにしている。
- 問題行動に対して、子どもの心身を傷つけずに対応するための体制を整えている。
- 必要に応じ、児童相談所、専門医療機関等と協力し、対応している。
- 周囲の子どもの安全を図る配慮がなされている。
- パニックなどで自傷や他害の危険度が高い場合に、その場から離すなどして、子どもの心身を傷つけずに対応するとともに、周囲の子どもの安全を図っている。

1—(8)—② 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体に徹底している。

【判断基準】

- a) 子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体に徹底している。
- b) 子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう徹底しているが、十分でない。
- c) 子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないような取組みを行っていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 施設内で子ども間の暴力やいじめ、差別などが生じないよう、日頃から他人に対する配慮の気持ちや接し方、人権に対する意識を施設全体に徹底することが必要です。
- また、子ども同士のいじめや暴力が発覚した場合の対応についても職員間の連携や施設長の役割等、あらかじめ体制を整えておくことが求められます。
- 本評価基準は、施設内における子ども間のいじめや暴力等の防止と、発生した場合の対応策について施設の取組を評価します。

評価の着眼点

- 日頃から他人に対する配慮の気持ちや接し方を職員が模範となって示している。
- 人権に対する子どもの意識を育むよう支援をしている。
- 問題の発生予防のために、施設内の構造、職員の配置や勤務形態のあり方についても点検を行っている。
- 課題を持った子ども、入所間もない子どもの場合は観察を密にし、個別の支援を行っている。
- 施設だけでは暴力やいじめに対する対応が困難と判断した場合には、児童相談所の協力を得ながら対応している。
- 暴力やいじめについて、対応マニュアルを作成するなど、問題が発覚した場合は、全職員が適切な対応ができる体制を整えている。

1—(8)—③ 虐待を受けた子ども等、保護者からの強引な引き取りの可能性がある場合、施設内で安全が確保されるよう努めている。

【判断基準】

- a) 虐待を受けた子ども等が施設内で安全が確保されるように努めている。
- b) 虐待を受けた子ども等が施設内で安全が確保されるように努めているが、十分ではない。
- c) 虐待を受けた子ども等が施設内で安全が確保されるような取組を行っていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 保護者からの強引な引き取りの可能性がある場合には、あらかじめその際の対応について職員間で検討し、統一的な対応が図られるよう周知徹底しておくことが必要です。
- その上で、児童相談所との連携や緊急の事態に備えて地域の警察との情報交換を日頃から行っておくことが求められます。
- 本評価基準では、保護者からの強引な引き取りがあった場合の対応について施設の取組を評価します。

評価の着眼点

- 強引な引き取りのための対応について施設で統一的な対応が図られるよう職員に周知徹底している。
- 引き取りの可否等について、児童相談所との連絡を適宜行っている。
- 緊急時には協力を依頼できるよう、警察との連携を図っている。

1-(9) 自主性、主体性を尊重した日常生活

1-(9)-① 日常生活のあり方について、子ども自身が自分たちの問題として主体的に考えるよう支援している。

【判断基準】

- a) 日常生活のあり方について、子ども自身が自分たちの問題として主体的に考えるよう支援している。
- b) 日常生活のあり方について、子ども自身が自分たちの問題として主体的に考えるよう支援しているが、十分ではない。
- c) 日常生活のあり方について、子ども自身が自分たちの問題として主体的に考えるよう支援していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 子ども自身が自分たちの生活について主体的に考えて、自主的に改善していくことができるような活動（施設内の自治会活動等）を行えるよう支援することが求められます。
- 本評価基準は、子どもが行事等の企画・運営に主体的にかかわることができることや、子どもの趣味や興味に合ったプログラムであることによって、行事等に子どもが参画しやすいように計画・実施されているかどうかについて施設の具体的な取組を評価します。

評価の着眼点

- 子どもの趣味や興味に合ったプログラムになるように子どもの意見を反映させ、改変している。
- 子どもが主体的に行事の企画・運営にかかわることができる。
- 活動に対して自発的な参加を促すよう支援している。
- 日常生活を含め行事等のプログラムに追われることなく、ゆとりある生活が過ごせるよう配慮している。
- 行事等の参画について、子ども一人一人の選択を尊重している。

1—(9)—② 子どもの発達段階に応じて、金銭の管理や使い方など様々な生活技術が身につくよう支援している。

【判断基準】

- a) 子どもの発達段階に応じて、金銭の管理や使い方など生活技術が身につくよう支援している。
- b) 子どもの発達段階に応じて、金銭の管理や使い方など生活技術が身につくよう支援しているが、十分ではない。
- c) 子どもの発達段階に応じて、生活技術が身につくような支援を行っていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 子どもが社会化していくためには、様々な生活技術が習得されていかなければなりません。
- 特に、経済観念の確立に向けては、子どもの発達段階に応じて小遣いの管理や使い方等を通じて具体的な体験をもとに習得させていくための支援が必要となります。
- 本評価基準は、子どもの金銭管理や使い方など経済観念の確立を始めとした生活技術の習得に向けた支援について施設の取組を評価します。

評価の着眼点

- 計画的な小遣いの使用等、金銭の自己管理ができるよう支援している。
- 無駄遣いをやめ、節約したことによる効果が実感できるようなお金の使い方を体験できるように工夫している。
- 大人と一緒に買物をする体験、一人で買物をさせるなど経済観念や金銭感覚が身につくよう支援している。
- 小遣いの使途については、子どもの自主性を尊重し、不必要的制約を加えていない。
- 地域での生活を見据えて様々な生活技術を学ぶプログラムを実施している。

1－(10) 学習支援、進路支援等

1－(10)－① 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。

【判断基準】

- a) 学習環境の整備を行い、学力に応じた学習支援を行っている。
- b) 学習環境の整備や学力に応じた学習支援を行っているが、十分ではない。
- c) 学習環境の整備や学力に応じた学習支援を行っていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 子どもの学習権を保障し、よりよき自己実現に向けて学習に対する子どもの意欲を十分に引き出すとともに、適切な学習機会を確保することが情緒障害児短期治療施設には求められます。
- 本評価基準は、施設における学習環境の整備と学習支援について具体的な施設の取組を評価します。
- 情緒障害児短期治療施設では、施設の子どものための分級、分校など学校教育が用意され、個別な支援が行われていることが望されます。

評価の着眼点

- 施設の子どものための分級や分校など、学校教育が用意され、個別支援が行われている。
- 忘れ物や宿題の未提出が無いよう把握している。
- 辞書・参考書等学習に必要な書籍を用意している。
- 静かに落ち着いて勉強できるように個別スペースや学習室を用意するなどの配慮をしている。
- 年齢や理解力に応じて、自分で学習計画が立てられるなど、学習習慣が身につくよう支援している。
- 学校教師と十分な連携をとり、常に子ども個々の学力を把握し、学力に応じた個別的な学習支援を行っている。
- 学習支援のため、ボランティアの協力を得ている。

1—(10)—② 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。

【判断基準】

- a) 子どもの進路について、進路の自己決定ができるように支援している。
- b) 子どもの進路について、進路の自己決定ができるように支援しているが、十分ではない。
- c) 子どもの進路について、進路の自己決定ができるような支援はしていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 子どもの適切な自己決定を確保するためには十分な情報提供がその基本となります。
- 特に、進路選択という子どもの人生においてとりわけ重大な事柄について自己決定をしていくためには、必要に応じて保護者、学校、児童相談所との連携を図りながら、多様な判断材料を提示するとともに、子どもの不安を受け止めてきめ細かな相談、話し合いといった支援が求められます。
- 本評価基準では、学校を卒業する子どもの「最善の利益」にかなった進路の自己決定に向けた支援について具体的な取組を評価します。
- あわせて、進路決定後のフォローアップについても対応を評価します。

評価の着眼点

- 進路選択に必要な資料を収集し、子どもに判断材料を提供している。
- 進路選択に当たって、子どもと十分に話し合っている。
- 進路選択に当たって、保護者、学校、児童相談所の意見を十分聞くなど連携している。
- 早い時期から進路について自己決定ができるような相談、支援を行っている。
- 奨学金など進路決定のための経済的な支援の仕組みについての情報等も提供している。
- 進路決定後のフォローアップを行っている。

1—(10)—③ 施設と学校との親密な連携のもとに子どもに対して学校教育を保障している。

【判断基準】

- a) 子どもに対する生活・学習・進路等の支援は、学校との連携・協力に基づいて進められている。
- b) 子どもに対する生活・学習・進路等の支援は、学校との連携・協力に基づいて進められているが、十分ではない。
- c) 子どもに対する生活・学習・進路等の支援が、学校との連携・協力に基づいて進められない。

評価基準の考え方と評価のポイント

○本評価基準では、個々の子どもに対する生活支援、学習支援、進路支援について、学校との連携及び相互協力に基づいた実施状況を評価します。

評価の着眼点

- 日々の子どもの状況の変化等に関する情報が、学校・施設間で確実に伝達できるシステムが確保されている。
- 個々の子どもに対する生活支援、学習支援及び進路支援等を相互に協力して実施している。
- 学校で生じた子どもの行動上の問題に対しては、学校に協力して対応している。
- 学校との協議に基づき、児童の個々の学習支援計画を立て、それに応じて支援をし、計画の見直しを行っている。
- 個別ケース会議には原則として施設と学校の担当者が参加して検討している。
- 家庭復帰を目指す場合は退所後に通学する学校との連携が適切にとられている。

1-(11) 継続性とアフターケア

1-(11)-① 子どもの状況に応じて退所後の社会生活を見据えた見立てを行い、支援している。

【判断基準】

- a) 子どもの状況に応じて退所後の生活を見通した見立てを行い、支援している。
- b) 子どもの状況に応じて退所後の生活を見通した見立てを行い支援されているが、十分ではない
- c) 子どもの状況に応じて退所後の生活を見通した見立てを行い支援されていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- それぞれの子どもが退所後にどこでどのように暮らしていくのかを見立て、その生活に応じた社会性が獲得できるように支援を考えているかを評価します。
- 就職などを目指す場合は、社会人としての自覚や困った時に頼れる人、機関があるという認識が持てるような支援が必要です。

評価の着眼点

- 子どもの状況に合わせた退所後の見立てが行われている。
- 退所が近い子どもや高校年齢の子どもは、退所後の生活の見立てが自立支援計画に書かれている。
- 退所後の生活に合わせた具体的な生活スキルが獲得できる支援が行われている。
- 就職などを目指す場合は、社会人としての自覚が持てるような支援が行われている。
- 困った時に頼れる人や機関があるという認識が持てるように支援している。
- 退所後においても医療や福祉的支援の継続を要する場合、ケアの連続性を念頭に入れた支援と関係機関との連携調整等が行われている。

1—(11)—② 措置変更又は受入れに当たり継続性に配慮した対応を行っている。
(共通Ⅲ—3—(2)—①)

【判断基準】

- a) 措置変更又は受入れに当たり継続性に配慮した対応を行っている。
- b) 措置変更又は受入れに当たり継続性に配慮した対応を行っているが、十分ではない。
- c) 措置変更又は受入れに当たり継続性に配慮した対応を行っていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 子どもの状態の変化や家庭環境の変化等で、措置変更や受入れを行う場合、子どもが新しい生活をスムーズに行えるような配慮のもとに、退所や移行前の支援、引継ぎや申し送りの手順、文書の内容、受入れの体制等を定めておくことが必要となります。
- 子ども一人一人の人生であるという視点に立ち、子どもの特性を理解するための情報の共有化やケース会議を実施し、前任の養育者や施設の担当者から後任の者へ適切に引き継ぐなど、切れ目のない治療・支援を行うことが大切です。
- 措置変更等に当たり、引き継ぎを行う施設、里親等と丁寧な連携を行います。そのため日頃より、それぞれの施設や里親の役割を十分に理解し、連絡協議会や合同研修会の開催など相互に連携を努めることが大切です。

評価の着眼点

- 措置変更に当たってはケース会議を開催し、措置機関や関係行政機関と協議のうえ、適切な措置変更の時期、措置変更後の生活等について検討している。
- 措置変更前の援助が適切に行われている。
- 他の施設や里親への移行に当たり、措置変更後の生活がスムーズに行えるように配慮した手順と引継ぎ文書を定めている。
- 継続的な支援を行うための育ちの記録を作成している。
- 措置変更した後も、施設として子どもが相談できるように担当者や窓口を設置している。
- 措置変更時に、子どもに対し、その後の相談方法や担当者について説明を行い、その内容を記載した文書を渡している。
- 措置変更後の支援を積極的に行っている。

1—(11)—③ 家庭引き取りに当たって、子どもが家庭で安定した生活ができるよう家庭復帰後の支援を行っている。

【判断基準】

- a) 家庭引き取りに当たって、子どもが家庭で安定した生活ができるよう家庭復帰後の支援を行っている。
- b) 家庭引き取りに当たって、子どもが家庭で安定した生活ができるよう家庭復帰後の支援を行っているが、十分ではない。
- c) 家庭引き取りに当たって、子どもが家庭で安定した生活ができるよう家庭復帰後の支援を行っていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 家庭復帰後の支援が関係機関と連携して適切に行われているかを評価するものです。
- 家庭復帰に当たり、本人や家族の意向を踏まえて児童相談所や関係機関と、家庭復帰の時期、家庭復帰後の支援について協議しているかを評価します。

評価の着眼点

- 退所に当たって、本人や家族の意向を踏まえて、児童相談所や関係機関と協議し、適切な退所時期、退所後の生活を検討している。
- 家庭復帰後の子どもや家族の状況把握や支援など関係機関との役割を明確にしている。
- 退所後の相談を受けることを本人、保護者に伝えている。
- 退所者の状況の把握に努め、記録している。

1—(11)—④ 子どもが安定した生活を送ることができるよう退所後の支援を行っている。

【判断基準】

- a) 子どもが安定した生活を送ることができるよう退所後の支援が積極的に行われている。
- b) 子どもが安定した生活を送ることができるよう退所後の支援が行われているが、十分ではない。
- c) 子どもが安定した生活を送ることができるよう退所後の支援が行われていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

○アフターケアは施設の業務であり、退所後何年たっても行っていくことになっています。退所後の支援が、通所機能や外来機能を利用して適切に行われているかを評価します。

評価の着眼点

- 通所機能や外来機能を利用して、退所後の支援を継続して行っている。
- 退所後何年たっても施設に相談できることを伝えている。
- 退所後の相談を受けることを本人、保護者に伝えている。
- 退所者の状況の把握に努め、記録している。
- 子どもと共に退所する地域の関係機関と連携し、退所後の生活の支援体制の構築に努めている。
- 施設退所者が集まるような機会を設けている。

1 – (12) 通所による支援

1 – (12) –① 施設の治療的機能である生活支援や心理的ケアなどにより、通所による支援を行っている。

【判断基準】

- a) 生活支援や心理的ケアなどにより、通所による支援を行っている。
- b) 生活支援や心理的ケアなどにより、通所による支援を行っているが、十分ではない。
- c) —

評価基準の考え方と評価のポイント

○本評価基準では、在宅支援としての通所支援など、通所措置による子どもへの支援の実施状況を評価します。

○通所による支援は、児童相談所による措置決定が必要となります。

○本評価基準は、行っている場合はa)を、行っているけれども十分でない場合にb)を判断基準として設定していますが、本評価基準は、現状では、実際に実施している場合について、積極的に評価するため作成した基準であるため、実際に実施している場合についてa)又はb)を、実際に実施していない場合は評価外とします。

評価の着眼点

- 在宅支援として通所支援を実施している。
- 必要に応じて訪問による支援を実施している。
- 様々なプログラム課程を策定し、子どもの自立支援を実施している。
- 子どもの生活実態を的確にとらえ、それに基づき適切な支援を行っている。

2 家族への支援

2- (1) 家族とのつながり

2- (1) -① 児童相談所と連携し、子どもと家族との関係調整を図ったり、家族からの相談に応じる体制づくりを行っている。

【判断基準】

- a) 子どもと家族との関係調整、家族からの相談に応じる体制づくりができている。
- b) 子どもと家族との関係調整、家族からの相談に応じる体制づくりが十分ではない。
- c) 相談に応じる体制づくりができていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

○本評価基準では、子どもと家族との関係調整や、家族からの相談に応じる体制づくりについて、児童相談所との連携や家族への具体的なかかわり方等を通して評価します。

評価の着眼点

- 家族との関係調整については、定例的かつ必要に応じて児童相談所等と協議を行っている。
- 施設と家族が信頼関係を構築できるよう努めている。
- 自立支援計画、心理治療方針、服薬などの医療等について、入所後も適宜、家族と確認しあう機会を設けている。
- 家庭訪問や親との面接などを通じて家族への働きかけを行い、親子関係の継続や修復に努めている。
- 子どもの日常生活の様子について家族に伝えている。
- 子どもに関係する学校、地域、施設等の予定や情報を、家族に隨時知らせている。
- 家庭支援専門相談員を独立した専門職として配置し、その役割を明示している。

2-(1)-② 子どもと家族の関係づくりのために、面会、外出、一時帰宅などを積極的に、かつ適切に行っている。

【判断基準】

- a) 子どもと家族の関係づくりのために面会、外出、一時帰宅などを適切に行っている。
- b) 子どもと家族の関係づくりのために面会、外出、一時帰宅などを行っているが、十分ではない。
- c) 子どもと家族の関係づくりのための面会、外出、一時帰宅などを行っていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

○本評価基準では、子どもと家族の関係づくりのために施設が行う面会や外出、一時帰宅等の具体的な取組を評価します。

○取組には、家族等との交流の乏しい子どもに対する配慮や、面会や外出等を希望しない子どもへの対応等も含まれます。

評価の着眼点

- 子どもが家族との交流を望む場合、適切に支援している。
- 面会、外出、一時帰宅については、規程を設けている。
- 面会、外出、一時帰宅については、規程に基づいて実施している。
- 一時帰宅については、児童相談所と協議して行っている。
- 面会、外出、一時帰宅後の子どもの様子を注意深く観察し、家族からの不適切なかかわりの発見に努めている。
- 親子が必要な期間一緒に過ごせるような設備を施設内に設けている。
- 子どもが家族との交流を希望しない場合には、その意思を尊重している。
- 家族等との交流の乏しい子どもには、週末里親、短期里親やボランティア家庭等での家庭生活を短期間体験させるなどの配慮をしている。

2-(2) 家族に対する支援

2-(2)-① 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。

【判断基準】

- a) 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。
- b) 親子関係の再構築等のために家族への支援に取り組んでいるが、十分ではない。
- c) 親子関係の再構築等のための家族への支援に取り組んでいない。

評価基準の考え方と評価のポイント

○本評価基準では、家族支援計画を立てたり、家族等と定期的に面接やカウンセリングを行うなど、家族への支援の取組を評価します。

評価の着眼点

- 家族に家族担当を設定し、家族支援計画を立てている。
- 保護者等と定期的に面接やカウンセリングを行っている。
- 家族には受容的なかかわりを心がけ、信頼関係を築くようにしている。
- 家族の抱える課題に対して、児童相談所と連携しながら、具体的な支援を行っている。
- 家族療法事業を適切に実施するなど、子どもと家族との関係回復に向けた支援を行っている。
- 子どもと保護者の安定した関係に配慮し、保護者の養育力の向上に資するよう、適切に支援を行っている。
- 子どもが早期に家庭復帰が可能となるように、児童相談所と協力して家庭復帰等のプログラムを継続的に実施している。

3 自立支援計画、記録

3-（1）自立支援計画の策定

3-（1）-① アセスメントに基づいて子ども一人一人の自立支援計画を策定するための体制を確立し、実際に機能させている。（共通Ⅲ-4-（2）-①）

【判断基準】

- a) アセスメントに基づいて子ども一人一人の自立支援計画を策定するための体制を確立し、実際に機能させている。
- b) アセスメントに基づいて子ども一人一人の自立支援計画を策定するための体制を確立し、実際に機能させているが、十分ではない。
- c) アセスメントに基づいて子ども一人一人の自立支援計画を策定するための体制を確立していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

○本評価基準の「自立支援計画」とは、子ども一人一人について具体的な治療・支援の内容が記載された自立支援計画を指します。自立支援計画には、アセスメント結果を適切に反映させることが必要です。

○本評価基準では、自立支援計画の策定に当たって、施設での体制が確立しているかどうかを評価します。具体的には、まず自立支援計画策定の責任者の設置を求めます。自立支援計画は、医療やメンタル面での支援等も含めた総合的な視点で作成されなければならないこと、実施状況の評価・見直しに当たっても、総合的な視点からより良い状態を検討する必要があること等、全体を統括する責任者が必要だからです。

○責任者とは、必ずしも自立支援計画を直接作成する者を意味していません。各部門の担当者の意見を、集約・調整する場を設定し、その場に参画して自立支援計画の内容の決定までを統括する、また保護者への連絡や説明等を行う、等が責任者に求められる役割です。

○役割分担は、施設の状況に応じて異なっても構いません。施設として自立支援計画の策定方法が定まっていること、それぞれの担当者がその定められた方法における役割を果たしていること、全体の内容を掌握した責任者が配置されていることなどが求められます。

○さらに、アセスメント結果を自立支援計画に適切に反映しているかについても評価します。関係職員で協議を行い、アセスメント結果に基づき、課題解決のための目標と、目標達成に向けた具体的な取組を自立支援計画に反映しているか等を判断します。

○策定された自立支援計画を、全職員で共有し、治療・支援は統一かつ統合されたものでなければなりません。

評価の着眼点

- 自立支援計画策定の責任者（基幹的職員等）を設置している。
- 自立支援計画を策定するための部門を横断した様々な職種による関係職員（種別によっては組織以外の関係者も）の会議、利用者の意向把握と同意を含んだ手順を定めて実施している。
- 自立支援計画どおりに治療・支援が行われていることを確認する仕組みが構築されるとともに、機能している。
- 児童相談所と援助方針等について打ち合わせ、自立支援計画に反映している。
- 策定した自立支援計画を児童相談所に提出し、共有している。
- 自立支援計画には、支援上の課題と、問題解決のための支援目標と、目標達成のための具体的な支援内容・方法を定めている。
- 支援目標は、子どもに理解できる目標として、表現し、努力目標として子どもに説明し、合意と納得を得ている。

3-（1）-②　自立支援計画について、定期的に実施状況の振り返りや評価・見直しを行う手順を施設として定め、実施している。（共通Ⅲ-4-（2）-②）

【判断基準】

- a) 自立支援計画について、定期的に実施状況の評価と実施計画の見直しに関する手順を施設として定めて実施している。
- b) 自立支援計画について、定期的に実施状況の評価と実施計画の見直しに関する手順を施設として定めて実施しているが、十分ではない。
- c) 自立支援計画について、定期的に実施状況の評価と実施計画の見直しに関する手順を施設として定めて実施していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 子ども一人一人に対する治療・支援の質の向上を図るためにには、策定した自立支援計画について、恒常的な取組にいかなければなりません。
- そのために、自立支援計画の評価・見直しに関する施設として決定された手順が定められ、実施されている必要があります。評価・見直しを行う時期の設定や記録の方法、自立支援計画変更の手順と関係職員への周知の方法等が明示されていることが望されます。
- また、治療・支援の実施状況が責任者に確実に伝わる仕組みが必要です。実施記録での治療・支援の実施状況の確認や、担当者からの報告ルート等が、システムとして成立しており、責任者が総合的な視点で情報を管理している状態を求めています。
- 自立支援計画の見直しでは、目標そのものの妥当性や、具体的な援助や解決方法の有効性等について検討しますが、変更に関する子どもや保護者等の意向の確認と同意を得ることが重要な留意点です。
- 自立支援計画の見直しは、子どもとともに振り返り、子どもの意向を確認し、併せて保護者の意向を踏まえて、それらを反映させつつ、子どもの最善の利益を考慮して行うことが重要です。
- 定期的な評価結果に基づいて、必要があれば自立支援計画の内容を変更しているかどうかを、記録等と自立支援計画等の書面によって評価します。

評価の着眼点

- 自立支援計画の見直しについて、見直しを行う時期、ケース会議の参加職員、子どもや保護者等の意向把握と同意を得るための手順等、施設として仕組みを定めて実施している。
- 見直しによって変更した自立支援計画の内容を、関係職員に周知する手順を定めて実施している。
- 自立支援計画を緊急に変更する場合の仕組みを整備している。
- 計画の見直し時には、支援方法を振り返り、自己評価し、支援の成果について分析、検証を行い、専門性や技術の向上に努め、施設全体の支援の向上に反映させる仕組みを構築している。
- アセスメントと計画の評価・見直しは、少なくとも半年ごとに定期的に行い、かつ緊急の見直しなど必要に応じて行っている。

3- (2) 子どもの治療・支援に関する適切な記録

3- (2)-① 子ども一人一人の治療・支援の実施状況を適切に記録している。
(共通Ⅲ-2- (3)-①)

【判断基準】

- a) 子ども一人一人の自立支援計画の実施状況が適切に記録されている。
- b) 子ども一人一人の自立支援計画の実施状況が記録されているが、十分ではない。
- c) 子ども一人一人の自立支援計画の実施状況が記録されていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 子ども一人一人に対する治療・支援の実施状況は、施設の規定に従って統一した方法で記録される必要があります。記録は、職員の情報の共有化を図るとともに、自立支援計画の評価・見直しを行う際の基本情報となります。
- 適切に記録されているとは、自立支援計画に沿ってどのような治療・支援が実施されたのか、その結果として子ども一人一人の状態はどのように推移したか、について具体的に記録されていることを指します。
- 入所からアフターケアまでの治療・支援の実施状況を、保護者等及び関係機関とのやりとり等を含めて適切に記録することが求められます。
- 評価方法は、訪問調査において、子ども数名の自立支援計画と、それに対する記録等の書面を確認します。

評価の着眼点

- 自立支援計画に基づく治療・支援が実施されていることを記録により確認することができる。
- 記録する職員で記録内容や書き方に差異が生じないように、記録要領の作成や職員への指導などの工夫をしている。
- 子どもの強みや長所、あるいは発見などについて配慮しながら記録している。

3-（2）-② 子どもや保護者等に関する記録の管理について、規程を定めるなど管理体制を確立し、適切に管理を行っている。（共通Ⅲ-2-（3）-②）

【判断基準】

- a) 子どもや保護者等に関する記録管理について規程が定められ、適切に管理が行われている。
- b) 子どもや保護者等に関する記録管理について規程が定められ管理が行われているが、十分ではない。
- c) 子どもや保護者等に関する記録管理について規程が定められていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- ここでの「記録の管理」とは、書面による管理に加え電子データによる管理も含みます。
- 子どもや保護者等に関する記録の管理については、個人情報保護と情報開示の2つの観点から管理体制が整備される必要があります。
- 施設が保有する子どもや保護者等の情報は、個人的な情報であり、その流出は子どもや保護者等に大きな影響を与えることから、情報が外部に流出しない管理体制が必要となります。記録の保管場所や保管方法、扱いに関する規程、責任者の設置、保存と廃棄に関する規程等が必要です。
- 一方、情報開示については、保護者等から情報開示を求められた際の規程です。情報開示の基本姿勢、情報開示の範囲、子どもや保護者等への配慮等が必要です。
- 評価方法は、訪問調査において規程等の確認、実際の記録の保管状況、開示請求への対応、保存と廃棄の確認等を行います。
- なお、「個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）」は、個人情報に関する基本的概念等、理解しておかなければならない関連法令です。

評価の着眼点

- 記録管理の責任者が設置されている。
- 子どもや保護者等の記録の保管、保存、廃棄に関する規程等を定めている。
- 子どもや保護者等から情報の開示を求められた場合に関する規程を定めている。
- 記録の管理について個人情報保護と情報開示の観点から、職員に対し教育や研修が行われている。
- 職員は、個人情報保護法を理解し、遵守している。
- 職員に守秘義務の遵守を周知している。

3-（2）-③ 子どもや保護者等の状況等に関する情報を職員が共有するための具体的な取組を行っている。（共通Ⅲ-2-（3）-③）

【判断基準】

- a) 子どもや保護者等の状況等に関する情報を職員が共有するための具体的な取組が行われている。
- b) 子どもや保護者等の状況等に関する情報を職員が共有するための具体的な取組が行われているが、十分ではない。
- c) 子どもや保護者等の状況等に関する情報を職員が共有するための具体的な取組が行われていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 本評価基準は、子どもや保護者等に関する情報の流れについて、施設としての取組を評価します。
- 子どもや保護者等の状況等に関する情報とは、子どもや保護者等の状況、治療・支援の実施に当たり留意すべき事項、実施に伴う状況の変化、アセスメントや自立支援計画の実施状況等、子どもや保護者等にかかる日々の情報全てを指します。
- 共有化については、知っておくべき情報が職員に正確に伝わる仕組みが確立していることが必要です。その際、伝えてはならない情報、担当者で留めてよい情報と責任者等へ伝えるべき情報、他部門への伝達が必要な情報、速やかに伝えるべき内容と後日整理して伝えるべき内容等が的確に分別され、決められた方法によって伝達されていくことが求められます。
- 情報の流れと共有化について施設として管理することは、子どもや保護者等の状態の変化や治療・支援の内容の不具合に対して、速やかな対応を行うために欠かせないものです。
- 引継ぎや申し送り、回覧等は当然に行われていることとしてとら、施設の特性に応じた共有化へのより積極的な取組を評価します。
- 評価方法は、訪問調査において具体的な取組を聴取し、書面でも確認します。

評価の着眼点

- 施設における情報の流れが明確にされ、情報の分別や必要な情報が的確に届くような仕組みが整備されている。
- 情報共有を目的として、ケース会議の定期的な開催等、部門横断での取組がなされている。
- 記録について、パソコンを利用している場合にはネットワークシステム等を利用して、パソコンを利用していない場合には台帳が整備され、施設内で情報を共有する仕組みを作っている。

4 権利擁護

4- (1) 子どもの尊重と最善の利益の考慮

4- (1) -① 子どもを尊重した治療・支援についての基本姿勢を明示し、施設内で共通の理解を持つための取組を行っている。(共通Ⅲ-1-(1)-①)

【判断基準】

- a) 子どもを尊重した治療・支援についての基本姿勢が明示され、施設内で共通の理解を持つための取組が行われている。
- b) 子どもを尊重した治療・支援についての基本姿勢は明示されているが、施設内で共通の理解を持つための取組は行っていない。
- c) 子どもを尊重した治療・支援についての基本姿勢が明示されていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 治療・支援の実施では、子どもの意向を尊重することは当然ですが、さらに、子どものQOLの向上を目指した積極的な取組が求められています。本評価基準では、子どもへの尊重について、施設内での共通の理解を持つためにどのような努力が行われているかどうか評価します。
- 施設の種別や治療・支援の内容の違いによって、子ども尊重の具体的な留意点は異なるので、施設としての基本姿勢と、施設全体の意識向上への取組を中心に評価を行います。施設の基本姿勢は、理念や基本方針に明示されていることを前提とします。
- 共通の理解を持つための取組の具体例としては、子どもの尊重や基本的人権への配慮に関する施設の勉強会・研修や、実施する治療・支援の標準的な実施方法への反映、被措置児童等虐待防止についての周知徹底等が挙げられます。
- 施設長や職員が子どもの権利擁護に関する施設内外の研修に参加し、人権感覚を磨くことで、施設全体で権利擁護の姿勢を確立することが大切です。

評価の着眼点

- 理念や基本方針に、子どもを尊重した治療・支援の実施について明示している。
- 子どもを尊重した治療・支援に関する基本姿勢が、個々の治療・支援の標準的な実施方法等に反映されている。
- 子どもの尊重や基本的人権への配慮について、施設で勉強会・研修を実施している。
- 被措置児童等虐待防止について職員に周知徹底している。

4-（1）-② 社会的養護が子どもの最善の利益を目指して行われることを職員が共通して理解し、日々の治療・支援において実践している。

【判断基準】

- a) 社会的養護が子どもの最善の利益を目指して行われることを職員が共通して理解し、日々の治療・支援において実践している。
- b) 社会的養護が子どもの最善の利益を目指して行われることを職員が共通して理解し、日々の治療・支援において実践しているが、十分ではない。
- c) 社会的養護が子どもの最善の利益を目指して行われることの職員の共通の理解がなく、日々の治療・支援において実践していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 「子どもの最善の利益」を目指した治療・支援の視点が、施設における方針として明確に示され、職員の共通理解のために具体的な取組がなされ、かつ、日常の実践に活かされていることを評価します。
- 子どもの最善の利益を目指した治療・支援を行うために、職員一人一人の倫理観、人間性並びに職員としての職務及び責任の理解と自覚を持たなければなりません。
- 施設全体の質の向上を図るため、職員一人一人が、実践や研修を通じて専門性を高めるとともに、治療・支援の内容に関する職員の共通理解や意見交換を図り、協働性を高めていくことが求められます。
- 職員同士の信頼関係とともに、職員と子ども及び職員と保護者との信頼関係を形成していく上で、常に自己研鑽に努め、喜びや意欲を持って治療・支援に当たることが大切です。
- 子どもの意向に沿うことが結果として子どもの利益につながらないこともあることを踏まえ、適切に導くことが求められます。

評価の着眼点

- 職員相互で子どもの治療・支援に対する姿勢の士気が涵養されている。
- 治療・支援の内容が子どもにとって最善の利益になっていたか、振り返り検証する機会が設けられている。
- 職員が日々子どもとのやり取りを振り返り、必要に応じてスーパービジョンを受けられる環境が整っている。
- 子どもの状況に応じて適切な対応ができるよう、常に子どもの利益を考慮し真摯に向き合っている。

4-（1）-③ 子どもの発達に応じて、子ども自身の出生や生い立ち、家族の状況について、子どもに適切に知らせている。

【判断基準】

- a) 子どもの発達に応じて、本人の出生や生い立ち、家族の状況等について、子どもに適切に知らせている。
- b) 本人の出生や生い立ち、家族の状況等について、子どもに知らせているが、フォローなど十分でない。
- c) 本人の出生や生い立ち、家族の状況等について、子どもに適切に知らせていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 情報提供には、施設における支援内容をはじめとする子どもの生活全般に関することと、プライバシーにかかわることの二つの側面があります。
- 本評価基準は、子ども本人の出生や家族の状況等プライバシーに関する情報提供について施設の対応を評価します。
- 子どもの知りたいという気持ちを尊重しつつ、年齢や発達状況への配慮、伝えるタイミングや内容等については慎重な検討が必要であり、また、対応する職員の高い専門性が求められます。
- なお、保護者をはじめとする家族の情報の中には子どもに知られたくない内容があることにも十分考慮する必要があり、場合によっては児童相談所との連携が求められます。

評価の着眼点

- 子どもの発達段階や治療過程に応じて、可能な限り事実を伝えようと努めている。
- 事実を伝える場合には、子どもの発達段階、治療過程や個別の事情に応じて慎重に対応している。
- 伝え方や内容などについて職員会議等で確認し、職員間で共有している。
- 事実を伝えた後、適切なフォローを行っている。
- 家族の情報の中には子どもに知られたくない内容があることも考慮し、場合によっては児童相談所との連携を行っている。

4-（1）-④ 子どもの行動の自由などの規制については、子どもの安全の確保等のために、
他に取るべき方法がない場合であって子どもの最善の利益になる場合にのみ、
適切に実施している。

【判断基準】

- a) 適切に実施している。
- b) 実施しているが、マニュアルや検証が十分ではない。
- c) 適切に実施していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

○本評価基準では、子どもの安全を確保する等の理由により、やむを得ず無断で居室に立ち入るなど子どものプライバシーや行動の自由を規制する場合の施設における取組を評価します。

評価の着眼点

- 自傷他害などの危険性が高く、子どもの権利擁護のために、無断で居室に立ち入るなど子どものプライバシーや行動の自由をやむを得ず最小限の範囲で規制するケア等についてのマニュアルなどを作成している。
- 行動を規制するケアに関するマニュアル等について定例的に検証し、必要な場合には見直しを行っている。
- 行動を規制するケアについて、具体的な例を示し、職員に徹底している。
- 行動を規制するケアについて、具体的な例を示して、子どもに周知している。
- 子どもが納得できない場合、苦情解決制度を通じて意見を述べることができることを知らせている。

4-（1）-⑤ 子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備し、職員に周知するための取組を行っている。（共通Ⅲ-1-（1）-②）

【判断基準】

- a) 子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備し、職員に周知するための取組を行っている。
- b) 子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備しているが、職員に周知する取組が十分ではない。
- c) 子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

○ここでいうプライバシーとは、「他人に干渉されたりしない、安心して過ごすことのできる各個人の私生活上の自由」のことです。子どものプライバシー保護については子どもの尊重の基本であり、例えば、子どもが他人から見られたり知られたりすることを拒否する自由は保護されなければなりません。子どもからの信頼を得るためにも、プライバシー保護に関する具体的な取組が求められます。なお、個人情報保護に関する取組は本評価基準にいうプライバシーの対象ではありません。（個人情報保護に関する取組は、3-(2)-②「利用者に関する記録の管理体制が確立している。」の項目の対象となります。）

○職員に対し、子どものプライバシー保護に関する基本的な知識や社会福祉に携わる者としての姿勢・意識を十分に理解させること、種別に応じた留意点に関する規程・マニュアル等を作成して周知徹底することが必要です。周知徹底は、単に職員に規程・マニュアル等を配布しただけではb) 評価となります。

○治療・支援の場面ごとに作成されている手順書の中で、プライバシー保護に関する留意事項が記載されている場合も、本評価基準での「規程・マニュアル等」と認めることができます。

○施設の場合、通信、面会に関するプライバシー保護や、入浴・排泄等生活場面におけるプライバシー保護について、設備面での配慮や工夫も含めた組織としての取組も評価の対象となります。規程・マニュアル等の整備と周知への取組とあわせて全体を評価します。

○評価方法は、規程・マニュアル等の内容を確認するとともに、具体的な取組を聴取します。

評価の着眼点

□子どものプライバシー保護について、規程・マニュアル等の整備や、施設・設備面での工夫等、組織として具体的に取り組んでいる。

□居室への立ち入りや手紙の開封等が必要な場合の事前説明と本人の同意等について手続きを定めて行っている。

□子どものプライバシー保護に関する基本的知識、社会福祉事業に携わる者としての姿勢・意識、利用者のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等について、職員に研修を実施している。

□規程・マニュアル等に基づいた治療・支援が実施されている。

4—(1)—⑥ 子どもや保護者の思想や信教の自由を保障している。

【判断基準】

- a) 子どもや保護者の思想や信教の自由が保障されている。
- b) —
- c) 子どもや保護者の思想や信教の自由が尊重されていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 子どもの思想や信教の自由については、最大限に配慮して保障していくことが大切です。
- 児童の権利条約では、子どもの思想、良心、宗教の自由を保障しており、心の自由は個人の尊厳と基本的人権の尊重という理念の確立という視点から最も大切にされなければなりません。
- 本評価基準では、それぞれの子どもや保護者の思想や信教の自由を保障するための施設における取組を評価します。

評価の着眼点

- 施設において宗教的活動を強要していない。
- 個別的な宗教活動は尊重している。
- 保護者の思想・信教によってその子どもの権利が損なわれないよう配慮している。

4-（2）子どもの意向や主体性への配慮

4-（2）-① 子どもや保護者の意向を把握する具体的な仕組みを整備し、その結果を踏まえて、治療・支援の内容の改善に向けた取組を行っている。（共通Ⅲ-1-（2）-①）

【判断基準】

- a) 子どもや保護者の意向を把握する具体的な仕組みを整備し、その結果を踏まえて、治療・支援の内容の改善に向けた取組を行っている。
- b) 子どもや保護者の意向を把握する具体的な仕組みを整備し、その結果を踏まえて、治療・支援の内容の改善に向けた取組を行っているが、十分ではない。
- c) 子どもや保護者の意向に配慮する姿勢が明示されていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 施設では、「自立支援計画」の作成に際して、子どもや保護者の意向の確認が必要となっています。それだけでなく、施設として子どもや保護者の意向を把握する仕組みを整備しているか、また、調査等の結果を活用し、組織的に治療・支援の改善に向けた取組が行われているか評価します。
- 職員は日常的な会話の中で発せられる子どもの意向をくみ取り、また、施設として、子どもの意向調査、個別の聴取等を行い、改善課題の発見に努めることが大切です。
- 具体的には、子どもや保護者の意向に関する調査、子どもや保護者への個別の聴取、生活場面面接等があります。子どもや保護者の意向に関する調査等を定期的に行なうことは、改善課題の発見や、改善課題への対応策の評価・見直しの検討材料となります。
- さらに、子どもや保護者の意向への配慮に関する調査の結果を活用し、具体的な治療・支援の改善に結びついているかどうか、そのために組織として仕組みを整備しているかどうかを評価します。
- 調査結果を分析・検討する担当者・担当部署の設置、定期的な検討会議開催等の仕組みが求められます。
- このような仕組みが機能することで、職員の子どもや保護者の意向への配慮に対する意識を向上させ、施設全体が共通の問題意識のもとに改善への取組を行うことができるようになります。調査結果が職員に共有されているかどうかも、評価の対象となります。
- 評価方法は、調査結果に関する分析や検討内容の記録、改善策の実施に関する記録等の書面や、訪問調査での具体的な取組の聴取等によって確認します。

評価の着眼点

- 子どもや保護者の意向に関する調査を定期的に行っている。
- 子どもや保護者の意向を把握する目的で、子どもや保護者への個別の相談面接や聴取、子どもや保護者との懇談会を定期的に行っている。
- 子どもや保護者の意向を把握する目的で、子ども会や保護者会などに出席している。
- 子どもや保護者の意向に関する調査の担当者・担当部署の設置や、把握した結果を分析・検討するために、子ども参画のもとで検討会議の設置等が行われている。
- 分析・検討の結果に基づいて具体的な改善を行っている。

4-（2）-② 子ども自身が生活全般について自主的に考える活動を推進し、施設における生活改善に向けて積極的に取り組んでいる。

【判断基準】

- a) 子ども自身が自主的に考える活動を推進し、施設における生活改善に向けて積極的に取り組んでいる。
- b) 子ども自身が自主的に考える活動の推進に努め、施設における生活改善に取り組んでいるが、十分ではない。
- c) 施設における生活改善の取組を行っていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 情緒障害児短期治療施設では、子どもを権利の主体として位置付け、常に子どもの最善の利益に配慮した支援が行われなければなりません。
- また、情緒障害児短期治療施設における生活支援は、子どもの自主性を尊重し、基本的生活習慣を確立するとともに、豊かな人間性及び社会性を養うことを目的として行われなければならぬとされています。
- 本評価基準では、施設における子ども自身による主体的な活動の推進に向けた具体的な取組や、それらに対する職員のかかわりについて評価します。
- なお、本評価基準は施設内の自治会等における子どもの意見表明の機会確保や、主体的な取組について評価するもので、子ども一人一人に対する支援等については自立支援計画との関係で評価します。

評価の着眼点

- 子ども自身が自分たちの生活全般について、自主的・主体的な取組ができるような活動（施設内の自治会活動等）を実施している。
- 子どもが自分たちの生活における問題や課題について主体的に検討し、その上で取組、実行、管理するといった内容を含んだ活動をしている。
- 活動を通して、子どもの自己表現力、自律性、責任感などが育つよう、職員は必要な支援をしている。
- 活動における目標実現に向かって発展していくよう、職員は必要な支援をしている。
- 活動で決定した要望等について、施設や職員は可能な限り応えている。

4-（2）-③ 施設が行う支援について事前に説明し、子どもが主体的に選択（自己決定）できるよう支援している。

【判断基準】

- a) 施設の行う支援について事前に説明し、子どもが主体的に選択できるように支援している。
- b) 施設の行う支援について事前に説明しているが、子どもが主体的に選択できるような支援が十分ではない。
- c) 施設の行う支援について事前に説明していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 子どもに対する適切な情報提供は、子どもの知る権利を守ることであり、主体的に問題解決に立ち向かう力を高めること（エンパワーメント）につながります。
- あわせて、情報提供は子どもの意見表明や自己決定の前提となるものであることから提供する情報の内容や、その方法にも十分な配慮が求められます。
- 本評価基準では、施設の行う支援について子ども自身が選択する力を身につけ、自己確立を図るという基本的な考え方から十分な情報提供、説明が行われているかどうかについて具体的な取組を評価します。

評価の着眼点

- 施設の提供する支援の内容・方法について事前に子どもに十分説明している。
- 子どもに必要な情報を提供し、子どもが主体的に選択、あるいは保留できるようにしている。
- 子どもの発達段階に応じて自己決定できるように取り組んでいる。
- 子どもの自己決定の重要性について職員全員が十分認識している。
- 子どもの知る権利を守り、主体的に問題解決に立ち向かう力を高めるため、子どもに対して適切な情報提供を行っている。

4- (3) 入所時の説明等

4- (3)-① 子どもや保護者等に対して、治療・支援の内容を正しく理解できるような工夫を行い、情報の提供を行っている。(共通Ⅲ-3-(1)-①)

【判断基準】

- a) 子どもや保護者等に対して、治療・支援の内容を正しく理解できるような工夫を行い、情報を積極的に提供している。
- b) 子どもや保護者等に対して、治療・支援の内容を正しく理解できるような工夫を行い、情報を積極的に提供しているが、十分ではない。
- c) 子どもや保護者等に対して、治療・支援の内容を正しく理解できるような情報を提供していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 施設長には、子どもや保護者等が治療・支援の内容を正しく理解することができる情報を提供することが求められています。
- ここで言う情報とは、治療・支援の内容を正しく理解できるような子どもや保護者の視点に立った情報を指します。
- 治療・支援の内容がわかりやすく紹介された印刷物の作成、ホームページの作成、紹介ビデオの作成、見学・体験希望者への対応等、子どもや保護者等が情報を簡単に入手できるような取組、工夫が必要です。
- 本評価基準では、治療・支援の内容等について施設が積極的に情報提供を行うことを求めていきます。

評価の着眼点

- インターネットを利用して、施設を紹介したホームページを作成し公開している。
- 施設を紹介する資料は、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような内容にしている。
- 見学、体験入所、一日利用等の希望に対応している。
- 施設の様子（内容）がわかりやすく紹介された印刷物等を作成し、希望があれば見学にも応じるなど治療・支援の内容を正しく理解できるような工夫を行っている。
- 治療内容や集団生活上の守るべきルールなども正しく理解できるような工夫を行っている。

4-（3）-② 入所時に、施設で定めた様式に基づき治療・支援の内容や施設での約束ごとに
について子どもや保護者等にわかりやすく説明している。
（共通Ⅲ-3-（1）-②）

【判断基準】

- a) 入所時には、治療・支援の内容や施設での約束ごとについて施設が定める様式に基づき子どもや保護者等にわかりやすく説明を行っている。
- b) 入所時には、治療・支援の内容や施設での約束ごとについて施設が定める様式に基づき子どもや保護者等に説明を行っているが、十分ではない。
- c) 入所時には、治療・支援の内容や施設での約束ごとについて施設が定める様式に基づき子どもや保護者等に説明を行っていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 本評価基準では、入所時に、子どもや保護者等にわかりやすく説明を行っているかどうかが評価のポイントになります。
- 子どもや保護者等に対する説明は、どの子どもに対しても、施設が定めた様式に基づいて、同じ手順・内容で行われることを前提としています。また、本人が説明を受けることが困難な子どもに対して、施設がどのような支援の方法をとっているかも確認します。
- 特に、子どもの不安を解消し、施設生活を理解できるような説明、さらに担当者を決めて温かみのある雰囲気の中で、子どもに安心感を与えるような適切な支援も必要となります。
- 評価方法は、訪問調査において、説明の様式・内容や援助の内容と状況を聴取します。また、子どもや保護者等への説明内容が具体的に記録された書面を確認します。書面での確認ができない場合はc) 評価となります。

評価の着眼点

- 入所時に、治療・支援の内容が具体的に記載された資料を用意して、子どもや保護者等に説明している。
- 説明に当たっては、子どもや保護者等が理解しやすいような工夫や配慮を行っている。
- 施設の規則、面会や外泊などの約束ごとや生活上の留意点等についてわかりやすく説明している。
- 子どもの不安を解消し施設生活を理解できるよう配慮し、担当者を決めて適切な援助を行っている。
- 子どもが施設における治療を主体的に受けられるように動機付けを行っている。
- 保護者が子どもの治療の協力者となるように動機付けを行っている。

4- (4) 権利についての説明

4- (4) -① 子どもに対し、権利について正しく理解できるよう、わかりやすく説明している。

【判断基準】

- a) 子どもに対し、権利について正しく理解できるよう、わかりやすく説明している。
- b) 子どもに対し、権利について正しく理解できるよう、わかりやすく説明しているが、不十分である。
- c) 子どもに対し、権利について正しく理解できるよう、わかりやすく説明していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 自己評価を高めて成長していくためにも、子どもが自分の持っている権利について理解していることが必要です。
- 不適切な養育を受けた子どもは権利について意識することは少ないと思われる所以配慮が必要です。
- 権利について正しく理解できるように、それぞれの子どもの状況に応じた説明が求められます。

評価の着眼点

- 発達段階に応じて権利について隨時説明している。
- 正しく理解できるように伝え方を工夫している。
- 権利ノートなどの資料を活用している。
- 子ども同士の話し合いの際に権利について取り上げている。
- 権利と義務、責任の関係についても説明している。

4- (5) 子どもが意見や苦情を述べやすい環境

4- (5)-① 子どもが相談したり意見を述べたりしたい時に相談方法や相談相手を選択できる環境を整備し、子どもに伝えるための取組を行っている。
(共通Ⅲ-1-(3)-①)

【判断基準】

- a) 子どもが相談したり意見を述べたい時に相談方法や相談相手を選択できる環境が整備され、そのことを子どもに伝えるための取組が行われている。
- b) 子どもが相談したり意見を述べたい時に相談方法や相談相手を選択できる環境が整備されているが、そのことを子どもに伝えるための取組が十分ではない。
- c) 子どもが相談したり意見を述べたい時に、相談方法や相談相手を選択できない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 本評価基準では、組織として子どもが相談したり意見を述べたりしやすいような方途をどのように構築しているか評価します。
- 相談方法や相手を選択できるとは、日常的に接する職員以外に、相談窓口を設置する等、専門的な相談、あるいは組織に直接相談しにくい内容の相談等、相談内容によって複数の相談方法や相談相手が用意されているような取組を指します。
- 取組を実効あるものにしていくためには、子どもや保護者等に十分に周知されている必要があります。入所時に説明を行うだけでなく、日常的に相談窓口を明確にした上で、その内容をわかりやすい場所に掲示する、日常的な言葉かけを積極的に行う等の取組も評価の対象となります。
- 評価方法は、訪問調査によって組織としての取組を聴取し、書面や実際の施設内の見学等で確認します。

評価の着眼点

- 子どもが、複数の相談方法や相談相手の中から自由に選べることを、わかりやすく説明した文書を作成している。
- 子ども等に、その文書を配布している。
- 子どもや保護者等に十分に周知し、日常的に相談窓口を明確にした上で、内容をわかりやすい場所に掲示している。
- 相談や意見を述べやすいようなスペースに配慮している。
- 子どもが自由に意見を表明できるよう、子どもと職員の関係づくりに取り組んでいる。
- 普段の子どもの表情や態度からも気持ちや意見を読み取るように取り組んでいる。
- 発達段階や能力によって十分に意思を表明することができない子どもに対して、職員が代弁者としての役割を果たすよう努めている。
- 日常生活の場面で、面接を実施し、子どもから意見を引き出すよう取り組んでいる。
- すぐに対応することが難しいことについても、職員会議等で話し合う等の取組を行っている。

4-(5)-② 苦情解決の仕組みを確立し、子どもや保護者等に周知する取組を行うとともに、苦情解決の仕組みを機能させている。(共通Ⅲ-1-(3)-②)

【判断基準】

- a) 苦情解決の仕組みが確立され子どもや保護者等に周知する取組が行われているとともに、苦情解決の仕組みが機能している。
- b) 苦情解決の仕組みが確立され子どもや保護者等に周知する取組が行われているが、十分に機能していない。
- c) 苦情解決の仕組みが確立していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 社会福祉法第82条によって、社会福祉事業の経営者は、利用者等からの苦情の適切な解決に努めることが求められています。また、各福祉施設の最低基準等においては、利用者等からの苦情への対応が規定されています。本評価基準では、これらの背景を踏まえて、実際に苦情解決の仕組みが組織の中で確立され機能しているかどうか、また組織が苦情解決について、提供する治療・支援の内容に関する妥当性の評価や改善課題を探るための有効な手段と位置付けているかどうかを評価します。
- 苦情解決の体制については、①苦情解決責任者の設置（施設長、理事長等）、②苦情受付担当者の設置、③第三者委員の設置が求められています。第三者委員は、苦情解決についての密室性の排除と社会性・客觀性の確保、利用者の立場に立った苦情解決の援助のために設置されるもので、人数は複数が望ましいとされています。
- 苦情解決の手順については、苦情解決の仕組みを利用者等に十分周知しているかどうか、苦情を受け付けた時の正確な記録と苦情解決責任者への報告が行われているかどうか、解決へ向けての話し合いの内容や解決策等について経過と結果を記録しているかどうか、苦情を申し出た利用者等に経過や結果をフィードバックしているかどうか、苦情を申し出た利用者等に不利にならない配慮をした上で公表しているかどうか、等が評価のポイントとなります。
- また、組織が苦情解決への取組を、利用者保護の視点と同時に、治療・支援の質の向上に向けた取組の一環として積極的にとらえているかどうかを、体制の整備や解決手順・結果公表等の具体的な取組によって評価します。
- 苦情解決責任者が設置されていない、苦情受付担当者が設置されていない、第三者委員が設置されていない、解決への話し合いの手順等が特に決まっていない、公表を行っていない場合はc) 評価となります。

評価の着眼点

- 苦情解決の体制（苦情解決責任者の設置、苦情受付担当者の設置、第三者委員の設置）を整備している。
- 苦情解決の仕組みを説明した資料を子どもや保護者等に配布、説明しているとともに、わかりやすく説明した掲示物を掲示している。
- 子どもや保護者に対して、苦情記入カードの配布や匿名アンケート実施など子どもや保護者が苦情を申し出やすい工夫を行っている。
- 苦情を受け付けて解決を図った記録が適切に保管されている。
- 苦情への検討内容や対応策を、子どもや保護者等に必ずフィードバックしている。
- 苦情を申し出た子どもや保護者等に配慮した上で、苦情内容及び解決結果等を公表している。

4- (5) -③ 子ども等からの意見や苦情等に対するマニュアルを整備し、迅速に対応している。(共通Ⅲ-1- (3) -③)

【判断基準】

- a) 子ども等からの意見等に対する対応マニュアルを整備し、迅速に対応している。
- b) 子ども等からの意見等に対する対応マニュアルを整備しているが、迅速に対応していない。
- c) 子ども等からの意見等に対する対応マニュアルを整備していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 本評価基準は、苦情に限定されない子ども等からの意見や、提案への対応について評価します。苦情に対しては、迅速な対応を心掛けている施設も多いと思われますが、意見や提案に対しても同様に迅速な対応体制を整えることが、子どもからの信頼を高めることにつながります。
- 施設には、子ども等からの苦情のみならず、意見や提案から組織の改善課題を発見し、治療・支援の質を向上させていく姿勢が求められます。この姿勢を具体化したものが、本評価基準で取り上げている「対応マニュアル」となります。
- 対応マニュアルには、意見や提案を受けた後の手順や、具体的な施設内での検討等対応方法、記録の方法さらには子どもへの経過と結果のフィードバック、公表の方法などがその内容別に具体的に記載されているとともに、より効果的な仕組みとしていくために、対応マニュアルの見直しを行うことが必要となります。
- また、対応マニュアルに沿って対応を図ることはもとより、子ども等からの意見や苦情を、実施する治療・支援や施設運営の改善につなげていかなければなりません。
- 本評価基準では、対応マニュアルの整備のほか具体的に治療・支援や施設運営の改善につなげている取組も含めて評価します。

評価の着眼点

- 意見や提案を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等について規定したマニュアルを整備している。
- 対応マニュアルに沿った取組がなされており、意見や提案のあった子ども等には、検討に時間がかかる場合も状況を速やかに報告している。
- 対応マニュアルの定期的な見直しを行っている。
- 子どもの希望に応えられない場合は、その理由を子どもに丁寧に説明して、理解を求めている。
- 苦情や意見等を治療・支援や施設運営の改善に反映している。

4- (6) 被措置児童等虐待対応

4- (6)-① いかなる場合においても体罰や子どもの人格を辱めるような行為を行わないよう徹底している。

【判断基準】

- a) 体罰等を行わないよう徹底している。
- b) -
- c) 体罰等を行わないための取組が十分ではない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 情緒障害児短期治療施設における支援では、いかなる場合においても体罰や子どもの人格を辱めるような懲戒は許されるものではありません。
- 本評価基準では、施設における体罰や子どもの人格を辱めるような行為を行わないための取組について評価します。
- 職員研修等を通じて体罰や子どもの人格を辱めるような行為を行わないことへの意識を高めることのほか、日頃から体罰等の起こりやすい状況や場面について検証するとともに体罰等を必要としない支援技術の習得を図る等の取組が求められます。
- また、体罰等があった場合を想定して、施設長が職員・子ども双方にその原因や体罰の方法・程度等、事実確認をすることや、「就業規則」等の規程に基づいて厳正に処分を行う仕組みを整備することも必要となります。

評価の着眼点

- 体罰等の禁止を職員に徹底するため、日常的に会議等で体罰等を取り上げ、行われていないことを確認している。
- 「就業規則」等の規程に体罰等の禁止を明記している。
- 具体的な例を示して体罰等を禁止している。
- 体罰等の起こりやすい状況や場面について、研修や話し合いを行い、体罰等を伴わない支援技術を習得できるようにしている。
- 体罰があった場合を想定して、施設長が職員・子ども双方にその原因や体罰の方法・程度等、事実確認をすることや、「就業規則」等の規程に基づいて厳正に処分を行う仕組みがつくられている。
- 自傷行為や他者への加害行為を阻止するための方法について検討し、適切に対応している。

4-（6）-② 子どもに対する暴力、言葉による脅かし等の不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。

【判断基準】

- a) 不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。
- b) 不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいるが、十分ではない。
- c) 不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 体罰はもとより、言葉による暴力や人格的辱め、無視・脅迫等の心理的虐待、セクシャルハラスメント等、不適切なかかわりも絶対に許されるものではありません。
- 情緒障害児短期治療施設においては、日頃から職員研修や具体的な体制整備を通じて不適切なかかわりの防止について対策を講じておかなければなりません。
- 本評価基準では、施設における不適切なかかわりの防止・早期発見に向けた具体的な取組を評価します。

評価の着眼点

- 暴力、人格的辱め、心理的虐待などの不適切なかかわりの防止について、具体的な例を示し、職員に徹底している。
- 不適切なかかわりの防止について、具体的な例を示して、子どもに周知している。
- 不適切なかかわりに迅速に対応できるように、子どもからの訴えやサインを見逃さないよう留意している。
- 不適切なかかわりの防止を徹底するため、日常的に会議等で取り上げ、行われていないことを確認している。
- 不適切なかかわりの起こりやすい状況や場面について、研修や話し合いを行い、これによらない支援技術を習得できるようにしている。
- 不適切なかかわりの防止の視点から、職員体制（配置や担当の見直し等）を検討している。
- 不適切なかかわりの防止の視点から、密室・死角等の建物構造の点検と改善を行っている。
- 不適切なかかわりを発見した場合には、記録し、必ず施設長等に報告することが明文化されている。
- 不適切なかかわりがあった場合を想定して、施設長が職員・子ども双方にその原因や方法・程度等、事実確認をすることや、「就業規則」等の規程に基づいて厳正に処分を行うような仕組みがつくられている。
- 子どもが自分自身を守るために知識、具体的方法について学習する機会を設けている。

4-（6）-③ 被措置児童等虐待の届出・通知に対する対応を整備し、迅速かつ誠実に対応している。

【判断基準】

- a) 被措置児童等虐待の届出・通知に対する対応を整備し、迅速かつ誠実に対応している。
- b) 被措置児童等虐待の届出・通知に対する対応を整備し、対応しているが、十分ではない。
- c) 被措置児童等虐待の届出・通知に対する対応を整備していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 被措置児童虐待を発見した場合は、影響を最小限に抑えるためにも迅速な対応が求められます。
- 届出・通知をして外部の意見を取り入れることで再発防止の効果が高まります。
- 迅速に対応するためには事前に対応を整備しておくことが必要です。

評価の着眼点

- 届出・通知のマニュアルが整備されている。
- 施設内に被措置児童虐待を検証するシステムがある。
- 被措置児童等虐待について外部の意見を求めることができるようになっている。
- 検証結果や外部の意見を運営の改善に生かして再発防止に努めるシステムがある。
- 被措置児童等虐待の事実が明らかになった場合、都道府県市の指導に従い、施設内で検証し、第三者の意見を聞くなど、施設運営の改善を行い、再発防止に努めている。

4- (7) 他者の尊重

4- (7) -① 様々な生活体験や多くの人たちとのふれあいを通して、他者への心づかいや他者の立場に配慮する心が育まれるよう支援している。

【判断基準】

- a) 子どもが個人の人格の尊厳を理解し、自他の権利を尊重し共生ができるよう支援している。
- b) 子どもが個人の人格の尊厳を理解し、自他の権利を尊重し共生ができるよう支援しているが、十分ではない。
- c) 子どもが個人の人格の尊厳を理解し、自他の権利を尊重し共生ができるような支援をしていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 子どもが個人の人格の尊厳を理解し、他人の権利を尊重できるようになるためには、まず、自分自身の人格や権利が十分大切にされているという実感や経験を積んでいくことが基本となります。
- そのためには、職員と子どもとが個別にふれあう時間を確保して他人に対する基本的な信頼感を醸成することや、子ども間で生じたトラブルを解決することに向けて支援する等、職員のていねいなかかわりが重要です。
- また、円滑な人間関係を育していくためにも同・異世代交流の機会等を可能な限り設けて、実際のふれあいを通じて、人格の尊厳や自他の権利を尊重できる人間性を養うことができるよう支援することが必要です。

評価の着眼点

- 基本的な信頼感を獲得するなど良好な人間関係を築くために職員と子どもとが個別にふれあう時間を確保している。
- 喧嘩など子どもの間でトラブルが生じた時、将来的には子ども同士で関係を修復できるように職員が適切な支援している。
- 上の年齢との関係、同年齢との関係、下の年齢との関係を日常的に経験できる生活環境を用意するなど、人格の尊厳を理解し、自他の権利を尊重できる人間性が育成していくように努めている。
- 老人福祉施設への訪問等による異世代交流や児童福祉施設間交流を実施するなど、多くの人たちとのふれあいの機会を可能な限り実行している。

5 事故防止と安全対策

5-① 事故、感染症の発生時など緊急時の子どもの安全確保のために、組織として体制を整備し、機能させている。(共通Ⅱ-3-(1)-①)

【判断基準】

- a) 子どもの安全確保のために、組織として体制を整備し機能している。
- b) 子どもの安全確保のために、組織として体制を整備しているが、十分に機能していない。
- c) 子どもの安全確保のために、組織として体制を整備していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 子どもの安全を確保することは、最も基本的な社会的養護の質を保証するものです。安全確保のための体制を整備することは最低限の義務として当然のことであり、社会的養護の質の向上を目指す意味からも事故防止等に積極的に取り組む必要があります。
- また、安全確保のための体制の確立には、施設長が明確な目的意識のもとにリーダーシップを発揮することが求められます。
- 安全確保の取組は、組織的・継続的に行われなければその成果は望めません。子どもの安全確保を目的としたマニュアル等を整備した上で、組織内のシステムを確立し実行していくことは、子どもの安全等に関する意識を職員全体で向上させていくことにもつながります。
- 具体的には、①責任を明確にした安全確保のための体制の確立（緊急時の対応体制を含む）、②担当者・担当部署の設置、③定期的な検討の場の設置、④事故防止策実施の定期的な評価・見直しの実施等が挙げられます。
- なお、安全確保のために把握すべきリスクには、衛生上のリスク、感染症のリスク、急病及び不審者の侵入、施設外で利用者が遭遇する可能性のあるリスク（犯罪、事故等）等、子どもにかかわる全てのリスクを含みます。

評価の着眼点

- 施設長は子どもの安全確保の取組について、リーダーシップを発揮している。
- 子どもの安全確保に関する担当者・担当部署を設置し、その担当者等を中心にして、関係職員の参画のもとで定期的に安全確保に関する検討会を開催している。
- リスクの種類別に、責任と役割を明確にした管理体制が整備されている。
- 事故発生対応マニュアル、衛生管理マニュアル等を作成して職員に周知しているとともに。マニュアル類は定期的に見直しを行っている。
- 不審者の侵入等の緊急時の安全確保の体制が整備されている。
- 施設周辺等における不審者等の情報について、日頃から地域や警察等の関係機関と連携して、情報を速やかに把握できる体制をとっている。
- 子どもが犯罪や事故の被害から自分を守るため、施設外での行動に当たって遵守すべき事項について支援している。

5-② 災害時に対する子どもの安全確保のための取組を行っている。

(共通Ⅱ-3-(1)-②)

【判断基準】

- a) 地震、津波、大雪などの災害に対して、子どもの安全確保のための取組を積極的に行ってい る。
- b) 地震、津波、大雪などの災害に対して、子どもの安全確保のための取組を積極的に行ってい るが十分ではない。
- c) 地震、津波、大雪などの災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 子どもの安全確保をするためには、治療・支援上のリスク対策のみならず、災害時に対しても、組織的に対策を講じることが必要です。
- 特に施設においては、災害時においても、子どもの安全を確保するとともに治療・支援を継続することが求められます。「治療・支援の継続」の観点から、災害時に備えた事前準備・事前 対策を講じることが重要です。
- 消防計画の策定など法律で定められた事項や監査事項の対策にとどまらず、実効性の高い取組 を積極的に行っているかどうか確認します。
- 例えば、ハード面では立地条件から災害の影響を把握する、耐震診断を受けて必要な耐震措置 を実施する、設備等の落下防止措置を講じる、消火設備を充実させる、食料や備品などの備蓄 を整備するなどが挙げられます。
- ソフト面では、災害発生時の体制を整備する、子どもや職員の安否確認の方法を確立し全職員 に周知する、災害発生時の初動時の対応や出勤基準などを示した行動基準を策定し、全職員に 周知を図る、定期的に訓練を行い、対策の問題点の把握や見直しを行うなどが挙げられます。
- 通所施設では、災害時の対応について子どもの保護者と話し合う、保護者への引き継ぎの方策 などを決めておくことなどが挙げられます。

評価の着眼点

- 立地条件等から災害の影響を把握し、建物・設備類の必要な対策を講じている。
- 災害時の対応体制を整えている。
- 子ども及び職員の安否確認の方法が決められ、全職員に周知されている。
- 食料や備品類などの備蓄リストを作成し、備蓄を進めている。
- 地元の消防署、警察、自治会、消防団と連携するなど工夫して訓練を実施している。

5-③ 子どもの安全を脅かす事例を組織として収集し、要因分析と対応策を行い、子どもの安全確保のためにリスクを把握し対策を実施している。(共通Ⅱ-3-(1)-(3))

【判断基準】

- a) 子どもの安全を脅かす事例を組織として収集し、要因分析と対応策の検討を行い実行している。
- b) 子どもの安全を脅かす事例を組織として収集しているが、要因分析と対応策の検討が十分ではない。
- c) 子どもの安全を脅かす事例を組織として収集していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 子どもの安全確保のための体制整備の面では施設長のリーダーシップが欠かせませんが、具体的な安全確保策を講じる際には業務の現場における知恵の活用が最も重要です。
- 本評価基準のポイントは、組織として子どもの安全を脅かす事例の収集を、その仕組みを整備した上で実施しているかどうか、そして収集した事例を有効に活用しているかどうか、という点にあります。
- 事例の収集は、子どもの安全確保を目的に組織として情報を共有化し、対策を講ずるために行うものです。職員個人の反省を促したり、ノルマを課す性格のものではないことに留意する必要があります。事例を収集して、その要因を分析し、対応策を検討・実施することで事故等の発生を防ぐとともに、職員の「危険への気付き」を促す効果が生まれます。
- 要因分析と対応策の検討は、組織的・継続的に行われていることがポイントです。単に収集事例の分類や一覧表の作成等に留まらず、課題を把握し、実効的な事故防止策等の策定と実行までつなげているものを評価します。
- また継続的な取組として、実施されている安全確保策についての定期的な評価・見直しを行う必要があります。(子どもの安全を脅かす事例には、衛生上のリスク、感染症のリスク等を含みます。)

評価の着眼点

- 法令で定められるもののほか、安全対策の一環として建物設備や遊具等の点検を行ったり、施設内外の危険箇所について把握している。
- 薬品、刃物、電気製品など危険物の収納管理など、事故を未然に防ぐための取組を組織的にしている。
- 子どもの安全を脅かす事例の収集を、その仕組みを整備した上で実施している。
- 収集した事例について、職員の参画のもとで発生要因を分析し、未然防止策を検討している。
- 職員に対して、安全確保・事故防止に関する研修を行っている。
- 事故防止策等の安全確保策の実施状況や実効性について、定期的に評価・見直しを行っている。
- 災害や事故発生に備え、危険箇所の点検や避難訓練を実施している。
- 外部からの不審者等の侵入防止のための対策や訓練など不測の事態に備えて対応を図るとともに、地域の関係機関等と連携し、必要な協力が得られるよう努めている。

6 関係機関連携・地域支援

6-（1）関係機関等の連携

6-（1）-① 施設の役割や機能を達成するために必要となる社会資源を明確にし、児童相談所など関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に明示し、その情報を職員間で共有している。（共通Ⅱ-4-（2）-①）

【判断基準】

- a) 施設の役割や機能を達成するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に明示し、その情報が職員間で共有されている。
- b) 施設の役割や機能を達成するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に明示しているが、その情報が職員間で共有されていない。
- c) 施設の役割や機能を達成するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に明示していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 施設の役割や機能を達成し、社会的養護の質を向上させていくためには、地域の様々な機関や団体との連携が必要となります。ここで言う「必要な社会資源」とは、子どもへの治療・支援の質の向上のために連携が必要な機関や団体を指し、具体的には、福祉事務所、児童相談所、保健所、公共職業安定所、病院、学校、地域内の他の事業所やボランティア団体、NPO、各種自助組織、町内会・自治会等地縁組織等が挙げられます。制度サービスのみならず制度外のサービスによるボランティア団体やNPOによるサービスを含めて考える必要があります。
- また、職員間でそれらに関する情報の共有化が図られているかどうかの評価を行います。関係機関・団体の機能や、連絡方法を記載した資料の保管場所や内容等が、必要に応じて職員が活用できるようになっているかどうか、会議で説明を行う等職員に周知されているかどうかについても、訪問調査で確認を行います。

評価の着眼点

- 個々の子どもの状況に対応できる社会資源を明示し、当該地域の関係機関・団体について、その機関・団体との連携の必要性を含めたリストや資料を作成している。
- 職員会議で説明する等職員間で情報の共有化が図られている。

6-（1）-② 児童相談所等の関係機関等との連携を適切に行い、定期的な連携の機会を確保し、具体的な取組や事例検討を行っている。（共通 II-4-（2）-②）

【判断基準】

- a) 関係機関・団体と定期的な連携の機会を確保し、具体的な取組や事例検討を行っている。
- b) 関係機関・団体と定期的な連携の機会を確保しているが、具体的な取組や事例検討は行っていない。
- c) 関係機関・団体と定期的な連携の機会を確保していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 子どもに対してより良い治療・支援を行うとともに、地域社会において役割を果たしていくためには、関係機関・団体とのネットワーク化が必要不可欠です。その上で、問題解決に向けてネットワークを有効に活用することが重要です。本評価基準では、前項で明示された関係機関・団体との連携について、定期的な取組状況を評価します。
- 社会的養護が必要になる前の支援の充実力が望まれています。児童養護施設の職員が要保護児童対策地域協議会などに参画することで、親子分離や再統合した親子の再虐待を未然に防ぐことが期待できます。
- 定期的な取組の具体例としては、関係機関・団体等の参画のもとで定期的にケース会議を開催している、地域の定期的な連絡協議会に参加している、地域内の他組織と定期的に連絡会を開催している、等が挙げられますが、子どもに対する治療・支援の一環として行われる具体的な取組でなければ、十分とは言えません。
- また、築き上げたネットワークを有効に活用することが重要です。事業を進めていく上で、地域全体で課題となっている点について、関係機関・団体へ積極的に問題提起し、解決に向けて協働して取り組んでいく、等が挙げられます。
- なお、ネットワークを有効に活用していくためには情報の共有化が必要となります、その際、伝えてはならない情報に対する十分な管理が求められる点に留意が必要です。
- 評価方法は、いくつかの関係機関・団体との具体的な取組を聴取し、書面でも確認します。

評価の着眼点

- 関係機関・団体と定期的な連絡会等を行っている。
- 地域の関係機関・団体とのネットワーク化に取り組んでいる。
- 子どもや家族の支援について、関係機関等と協働して取り組む体制を確立している。
- ネットワーク内で共通の問題に対して、解決に向けて協働して具体的な取組を行っている。
- 関係機関・団体ネットワーク内での共通の課題に対して、ケース会議や情報の共有等を行い、解決に向けて協働して具体的な取組を行っている。
- 施設職員等が要保護児童対策地域協議会などの会議やケース会議等に積極的に参加している。
- 児童相談所と施設は子どもや家族の情報を相互に提供している。
- 通所機能や短期入所機能を活用し、心理的問題を起こしている子どもの一時的な支援など、社会的養護の分野における心理的ケアのセンター的な役割として他施設等への支援を行っている。

6- (2) 地域との交流

6- (2) -① 子どもと地域との交流を大切にし、交流を広げるための地域への働きかけを行っている。(共通Ⅱ-4- (1) -①)

【判断基準】

- a) 子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを適切に行っている。
- b) 子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを適切に行っているが、十分ではない。
- c) 子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを適切に行っていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 子どもが地域の人々と交流を持ち良好な関係を築くことは、子どもの活動範囲を広げるための大切なプロセスです。施設は、子どもの地域活動への参加を推奨し、子どもが参加しやすくなるための体制整備を行うことが求められます。
- 同時に、子どもと地域の人々との交流は、地域と施設の相互交流を促進するという意味もあわせ持っています。施設が、地域社会の一員としての社会的役割を果たすためにも、子どもの地域への参加は大きな意味を持つと言えます。
- 本評価基準では、子どもの地域との交流を広げることを目的とした組織の取組について評価します。子どもが地域へ出て行きやすいような援助と同時に、地域に対して、施設や子どもへの理解を深めるための取組を行うことも評価の対象となります。
- 評価方法は、訪問調査において実施状況の聴取が主となり、事業報告書等、書面でも確認します。

評価の着眼点

- 地域とのかかわり方について基本的な考え方を文書化している。
- 活用できる社会資源や地域の情報を収集し、掲示板の利用等で子どもに提供している。
- 子どもが地域の行事や活動に参加する際、必要があれば職員やボランティアが援助を行う体制が整っている。
- 施設や子どもへの理解を得るために地域の人々と子どもとの交流会の機会を定期的に設けている。
- 施設の職員等が町内会や児童会等、地域の諸団体の役員等として活動している。
- 法人や施設を支える会、後援会等を組織し、施設の治療・支援の趣旨に賛同した地域の人々から支えられている。

6-（2）-② 施設が有する機能を地域に開放・提供する取組を積極的に行っている。

（共通Ⅱ-4-（1）-②）

【判断基準】

- a) 施設が有する機能を、地域に開放・提供する取組を積極的に行っている。
- b) 施設が有する機能を、地域に開放・提供する取組を行っているが、十分ではない。
- c) 施設が有する機能を、地域に開放・提供する取組を行っていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 地域とのかかわりを深める方法として、施設が持つ専門的な技術や情報を地域に提供することが挙げられます。このような取組を積極的に行なうことは、地域の人々の理解を得ることやコミュニケーションを活発にすることにつながっていきます。
- 具体的には、育児に関する講習会や研修会・講演会等の開催、相談窓口の設置等が挙げられます。
- また、施設のこのような活動を地域へ知らせるための取組も評価の対象となります。
- 施設の種類や規模等によって、具体的な取組は様々だと思われますが、本評価基準の趣旨に沿って、個々の取組について評価を行います。

評価の着眼点

- 育児に関する講習会や研修会、地域住民の生活に役立つ講演会等を開催して、地域へ参加を呼びかけている。
- 地域へ向けて、理念や基本方針、施設で行っている活動等を説明した印刷物や広報誌等を配布している。
- 地域の人々の理解を得ることやコミュニケーションを活発にする取組を積極的に行なっている。
- 育児相談窓口、子育て支援サークル等、地域ニーズに応じ住民が自由に参加できる多様な支援活動を行っている。
- 通所、外来機能を活用し、地域の心理治療を要する子どもへの支援を行っている。

6-（2）-③ ボランティア受入れに対する基本姿勢を明確にし、受入れについての体制を整備している。（共通Ⅱ-4-（1）-③）

【判断基準】

- a) ボランティア受入れに対する基本姿勢を明確にし、受入れについての体制を整備している。
- b) ボランティア受入れに対する基本姿勢を明確にし、受入れについての体制を整備しているが、十分でない。
- c) ボランティア受入れに対する基本姿勢が明確でなく、受入れについての体制を整備していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

○地域の人々によるボランティア活動は、地域社会と事業所をつなぐ柱の一つとして位置付けることができます。多くの施設が、様々な形でボランティアを受入れ、地域の人々との交流を図っていると思われますが、施設側の姿勢や受入れ体制が明確になっていないと、思いがけないトラブルを誘引する場合もあります。

○本評価基準では、まず、組織としての基本姿勢（基本的な考え方・方針等）について、明文化されているかどうかを評価します。また、それにはボランティアに関する組織としての姿勢や受入れの目的、仕事の範囲等が明文化されていることが必要です。

○次に、ボランティア活動が不測の事故などに結びつかないためにも、施設側の体制が整っていることが求められます。特に子どもと直接接する場面では、十分な準備が必要で、見知らぬ人を忌避する子どもへの配慮も求められます。また、ボランティアは福祉の専門職ではないので、注意事項等の説明が十分でない場合には、子どもとトラブルになったり不測の事故が起きる危険も潜んでいます。

○本評価基準では、ボランティアの受入れに関する担当者の設置とマニュアルの作成を求めていきます。マニュアルには、登録手続、ボランティアの配置、子ども等への事前説明、ボランティアへの事前説明、職員への事前説明、実施状況の記録、等の項目が記載されている必要があります。また、トラブルや事故を防ぐためのボランティアへの研修実施が必要です。

○ボランティア保険等傷害保険、賠償責任保険の加入の確認を行つ必要があります。

○評価方法は、ボランティア受入れに当たっての手順や流れ、事前説明の仕組み、ボランティアへの事前説明の仕組みなど、具体的な方法を書面と聴取によって行います。

評価の着眼点

□ボランティア受入れに関する基本姿勢を明文化している。

□ボランティア受入れについて、登録手續、ボランティアの配置、仕事内容、事前説明等に関する項目が記載されたマニュアルを整備している。

□ボランティアに対して必要な説明や研修を行っている。

6- (3) 地域支援

6- (3) -① 地域の具体的な福祉ニーズを把握するための取組を積極的に行っている。
(共通Ⅱ-4- (3) -①)

【判断基準】

- a) 地域の具体的な福祉ニーズを把握するための取組を積極的に行っている。
- b) 地域の具体的な福祉ニーズを把握するための取組を行っているが、十分ではない。
- c) 地域の具体的な福祉ニーズを把握するための取組を行っていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 本評価基準では、施設が地域社会における役割を果たすために、地域の具体的な福祉ニーズを把握するための取組を積極的に行っているかどうかを評価します。
- 「意見箱」を設置しているだけでは、積極性という観点からはb) 評価となります。
- 地域住民から意見をもらう場合は、受け身な姿勢ではなく、相談事業を活発化させて、そこでニーズを把握する、地域交流のイベント時にアンケートを実施するなど、主体的に動くことが重要です。

評価の着眼点

- 関係機関・団体との連携に基づき、具体的な福祉ニーズの把握に努めている。
- 民生委員・児童委員等と定期的な会議を開催する等によって、具体的な福祉ニーズの把握に努めている。
- 地域住民に対する相談事業を実施すること等を通じて、具体的な福祉ニーズの把握に努めている。
- 社会的養護の施設の責務を果たすべく、開かれた施設運営を行っている。

6-（3）-② 地域の福祉ニーズに基づき、施設の機能を活かして地域の子育てを支援する事業や活動を行っている。（共通Ⅱ-4-（3）-②）

【判断基準】

- a) 地域の福祉ニーズに基づき、施設の機能を活かして地域の子育てを支援する事業や活動を行っている。
- b) 地域の福祉ニーズに基づき、施設の機能を活かして地域の子育てを支援する事業や活動計画があるが、実施されていない。
- c) 施設の機能を活かして地域の子育てを支援する事業や活動の計画がない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 社会的養護の施設では、地域の子育て支援の機能の強化が重要です。
- 具体例としては、ショートステイ等や、育児支援の相談事業等があります。
- 評価方法は、訪問調査において具体的な取組を聴取し、書面でも確認します。

評価の着眼点

- 把握した福祉ニーズに基づいて実施した具体的な事業・活動がある。
- 把握した福祉ニーズに基づいた具体的な事業・活動を、中・長期計画や事業計画の中に明示している。
- 新たな事業・活動や企画の実施の時には、その利用者等に対して説明し、その意向を尊重している。
- 施設が有する専門性を活用し、地域の子育ての相談・助言や市町村の子育て事業の協力している。
- 地域の里親支援、子育て支援等に取り組むなど、施設のソーシャルワーク機能を活用し、地域の拠点となる取組を行っている。

7 職員の資質向上

7-① 組織として職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。

(共通Ⅱ-2-(3)-①)

【判断基準】

- a) 組織として職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。
- b) 組織として職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されているが、十分ではない。
- c) 組織として職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

○職員の教育・研修に関する基本的な考え方のポイントは、社会的養護の質の向上のために組織が定めた目標とその目標達成に向けた各計画に、職員の研修計画が整合していかなければならぬという点です組織として目的意識を持った研修計画が策定される必要があります。

○本評価基準では、求められる職員のあり方を、具体的な技術水準や専門資格の取得といった点から明確にした職員の教育・研修に関する組織の基本姿勢を、基本方針や中・長期計画に明示していることを求めています。

○施設が実施する治療・支援の質の向上に対する取組を評価する項目ですので、正規職員の他、派遣契約職員や臨時職員等、職員全体についての教育・研修を対象とします。

○また、組織としての目的意識が明確にされているかどうかを評価しますので、単なる研修計画表は評価の対象となりません。組織が求める職員の専門性（知識、技術、判断力等）について、具体的な目標が明記され、それとの整合性が確保された体系的な計画が必要になります。

○法人が一括して所管している場合であっても、本評価基準の趣旨に照らして評価します。

評価の着眼点

□施設が目指す治療・支援を実施するために、基本方針や中・長期計画の中に、組織が職員に求める基本的姿勢や意識を明示している。

□現在実施している治療・支援の内容や目標を踏まえて、基本方針や中・長期計画の中に、施設が職員に求める専門性や専門資格を明示している。

7-② 職員一人一人について、基本姿勢に沿った教育・研修計画が策定され計画に基づいて具体的な取組が行われている。(共通Ⅱ-2-(3)-②)

【判断基準】

- a) 職員一人一人について、基本姿勢に沿った教育・研修計画が策定され、計画に基づいた具体的な取組が行われている。
- b) 職員一人一人について、基本姿勢に沿った教育・研修計画が策定されているが、計画に基づいた具体的な取組が十分に行われていない。
- c) 職員一人一人について、基本姿勢に沿った教育・研修計画が策定されていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 本評価基準では、個別の職員に対する教育・研修について、計画の策定と教育・研修の実施の視点から評価します。
- 組織は、基本姿勢に基づいてそれぞれの職員に求められる技術や知識等について、分析を行い教育・研修内容を決定していきます。さらに、実施された教育・研修成果の評価・分析を行い、その結果を踏まえて次の教育・研修計画を策定します。教育・研修計画についての中・長期的な視点も必要とされます。
- 基本姿勢を踏まえた教育・研修計画であるかどうか、一人一人の職員の持つ技量等を評価・分析し、その結果に基づいて計画が策定されているかどうか、その計画の策定の際に経験年数や将来への意向等を考慮しているかどうか、さらに実際に計画に従った教育・研修が実施されているかどうかが評価のポイントとなります。
- 職員一人一人が課題を持って主体的に学ぶとともに、他の職員や関係機関など様々な人とのかかわりの中で共に学びあう環境を醸成することが大切です。
- 具体的には、相談員の面接技術向上のための国家資格の取得等が挙げられます。

評価の着眼点

- 職員一人一人について、基本姿勢に沿った教育・研修計画が策定されている。
- 職員一人一人について、援助技術の水準、知識、専門資格の必要性などを把握している。
- 策定された教育・研修計画に基づき、実際に計画に従った教育・研修が実施されている。
- 施設内外の研修を体系的、計画的に実施するなど、職員の自己研鑽に必要な環境を確保している。
- 教育・研修計画には、新任職員研修も含め段階的な教育・研修が設定されている。
- 医学、心理学など専門家の助言を受けられるようにしている。

7-③ 定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行い、次の研修計画に反映させている。
(共通Ⅱ-2-(3)-③)

【判断基準】

- a) 研修成果の評価が定期的に行われるとともに、次の研修計画に反映されている。
- b) 研修成果の評価が定期的に行われているが、次の研修計画に反映されていない。
- c) 研修成果の評価が定期的に行われていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 本評価基準では、研修成果の評価・分析が行われているかどうかを評価します。研修参加者の報告レポートや、評価・分析が記載された文書（職員別研修履歴等）で確認を行います。
- さらに、研修成果の評価・分析が、次の研修計画に反映されているかどうかを、継続した記録等の資料で確認します。

評価の着眼点

- 研修を終了した職員は、報告レポートを作成している。
- 研修を終了した職員が、研修内容を報告会などで発表し、共有化する機会を設けている。
- 報告レポートや発表、当該職員の研修後の業務等によって、研修成果に関する評価・分析を行っている。
- 評価・分析された結果を次の研修計画に反映している。
- 評価・分析された結果に基づいて、研修内容やカリキュラムの見直しを行っている。

7-④ スーパービジョンの体制を確立し、施設全体として職員一人一人の援助技術の向上を支援している。

【判断基準】

- a) スーパービジョンの体制を確立し、施設全体として職員一人一人の援助技術の向上を積極的に支援している。
- b) スーパービジョンの体制を確立し、施設全体として職員一人一人の援助技術の向上を支援しているが、十分ではない。
- c) スーパービジョンの体制が確立しておらず、施設全体として職員一人一人の援助技術の向上を支援していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- ケースを一人で抱え込まないことが、よりよい支援を行うためにも、職員のメンタルヘルスの上でも大切なことです。
- 施設長や基幹的職員などにいつでも相談できる体制を作つておく必要があります。
- 職員相互が助言し合うことで、より良い支援に対する意識を高め、施設全体としての支援技術や資質の向上につなげることができます。

評価の着眼点

- 施設内でいつでも相談できる体制ができている。
- 施設長、基幹的職員などの立場にある人が相談することを積極的に働きかけている。
- 外部のスーパーバイズを受けることができる。
- ケースについて職員会議などの場で積極的に取り上げている。
- 職員相互が評価し、助言し合うことを通じて、職員一人一人が援助技術を向上させ、施設全体の治療・支援の質を向上させている。

8 施設運営

8-（1）運営理念、基本方針の確立と周知

8-（1）-① 法人や施設の運営理念を明文化し、法人と施設の使命や役割が反映されている。
(共通 I-1-(1)-①)

【判断基準】

- a) 法人・施設の運営理念を明文化しており、法人と施設の使命・役割を反映している。
- b) 法人・施設の運営理念を明文化しているが、法人と施設の使命・役割の反映が十分ではない。
- c) 法人・施設の運営理念を明文化していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 社会福祉法では、利用者個人の尊重や地域福祉の推進、さらには社会的養護の質の向上に向けた取組等、これから社会福祉の方向性が規定されています。
- 本評価基準では、実施する社会的養護の内容や特性を踏まえた法人・施設の運営理念が具体的に示されているかどうかを評価します。
- 理念は、法人の社会的存在理由や信条を明らかにしたものであり、職員の行動規範であることから法人経営や様々な事業を進める上での基本となるため、「経営者の頭の中にある」といったことではなく、職員や子ども等への周知を前提として明文化されていることが必要となります。
- 本評価基準は、各評価基準に基づく評価を行っていく際、次項の評価基準の「基本方針」とあわせてその基礎となるものです。個々の評価基準はそれぞれの具体的な取組状況を評価するものとなっていますが、その行われている具体的な取組が法人・施設の運営理念や基本方針を達成するために適切であるのか、といった視点から評価される点に留意が必要となります。
- 一つの法人で介護や保育など多様な治療・支援を提供している場合は、法人の理念に基づき各施設や事業所の実情に応じて施設や事業所ごとに運営理念を掲げていても構いません。
- 公立施設においては、施設長に与えられた職掌の範囲内を考慮した上で、本評価基準の基本的考え方方に沿った具体的な取組を評価します。

評価の着眼点

- 法人・施設の運営理念が文書（事業計画等の法人・施設内文書や広報誌、パンフレット等）に記載されている。
- 法人・施設の運営理念から、法人・施設が実施する社会的養護の内容や特性を踏まえた法人・施設の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。
- 法人・施設の運営理念には運営指針を踏まえ、子どもの権利擁護の推進の視点が盛り込まれ、施設の使命や方向、考え方方が反映されている。

8-(1)-② 法人や施設の運営理念に基づき、適切な内容の基本方針が明文化されている。
(共通 I-1-(1)-②)

【判断基準】

- a) 法人・施設の運営理念に基づく基本方針を明文化しており、その内容が適切である。
- b) 法人・施設の運営理念に基づく基本方針を明文化しているが、その内容が十分ではない。
- c) 法人・施設の運営理念に基づく基本方針を明文化していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 基本方針は、法人・施設の運営理念に基づいて当該施設の子ども等に対する姿勢や地域とのかかわり方、あるいは施設が有する機能等を具体的に示す重要なものであり、年度ごとに作成する事業計画等の基本ともなります。
- 基本方針が明確にされていることによって、職員は自らの業務に対する意識付けや子ども等への接し方、社会的養護への具体的な取組を合目的的に行うことができるようになります。また、対外的にも、実施する社会的養護に対する基本的な考え方や姿勢を示すものとなり、当該施設に対する安心感や信頼を与えることにもつながります。
- 第三者評価では、法人・施設の理念とあわせて、施設が実施する社会的養護に関する基本方針が明文化されていることを基本的な事項として重要視しています。職員や子ども等への周知を前提としていることも、法人・施設の運営理念と同様です。
- 施設によっては「基本方針」を年度ごとに作成する事業計画の「重点事項」としている場合もあるようですが、本評価基準では、「重点事項」の前提となる、より基本的な考え方や姿勢を明示したものとして「基本方針」を位置付けています。

評価の着眼点

- 基本方針には運営指針を踏まえ、子どもの権利擁護の推進の視点が盛り込まれている。
- 基本方針には施設の役割や機能などが具体的に記載されている。
- 基本方針が文書（事業計画等の法人・事業所内文書や広報誌、パンフレット等）に記載されている。
- 基本方針は、法人・施設の運営理念との整合性が確保されている。
- 基本方針は、職員の行動規範となるよう具体的な内容となっている。

8-（1）-③ 運営理念や基本方針を職員に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行っている。（共通Ⅰ-1-（2）-①）

【判断基準】

- a) 法人・施設の運営理念や基本方針を職員に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行っている。
- b) 法人・施設の運営理念や基本方針を職員に配布しているが、理解を促すための取組が十分ではない。
- c) 法人・施設の運営理念や基本方針を職員に配布していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 運営理念や基本方針は、社会的養護に対する考え方や姿勢を示し、職員の行動規範となるものですから、職員には十分な周知と理解を促すことが重要となります。
- 本評価基準では、運営理念や基本方針を文書にして職員に配布することは基本的な取組と位置付け、より理解を促進するためにどのような取組が行われているかを評価します。
- 評価方法は、訪問調査において組織として職員への周知に向けてどのような取組を行っているかを聴取した上で、職員への聴取・確認を行うことによってその周知の状況をあわせて把握することになります。
- 本評価基準にいう「職員」とは、常勤・非常勤、あるいは職種を問わず、組織に雇用される全ての職員を指しています。

評価の着眼点

- 運営理念や基本方針を会議や研修において説明している。
- 運営理念や基本方針の周知を目的とした実践テーマを設定して会議等で討議の上で実行している。
- 運営理念や基本方針の周知状況を確認し、継続的な取組を行っている。

8-（1）-④ 運営理念や基本方針を子どもや保護者等に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行っている。（共通Ⅰ-1-（2）-②）

【判断基準】

- a) 法人・施設の運営理念や基本方針を子どもや保護者等に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行っている。
- b) 法人・施設の運営理念や基本方針を子どもや保護者等に配布しているが、理解を促すための取組が十分ではない。
- c) 法人・施設の運営理念や基本方針を子どもや保護者等に配布していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 運営理念や基本方針は、社会的養護に対する考え方や姿勢を示すものですから、職員に限らず、子どもや保護者等にも広く周知することが必要となります。また、子どもや保護者等に対して運営理念や基本方針を周知することによって、実施する福祉サービスに対する安心感や信頼を高めることにもつながるため、十分な取組が求められることとなります。
- 子どもや保護者等に対する周知では、作成された印刷物等の内容がわかりやすいかどうか、周知の方法に配慮しているかどうかについても評価の対象となります。また、子どもや保護者等に対しては職員に対する方法とは違った工夫も求められます。
- 評価方法は、前項の評価基準と同様、訪問調査において子どもや保護者等への周知に向けてどのような取組を行っているかを聴取することを基本とします。

評価の着眼点

- 運営理念や基本方針をわかりやすく説明した資料を作成する等、より理解しやすいような工夫を行っている。
- 子どもや障害を持つ保護者や子どもに対しての周知の方法に工夫や配慮をしている。
- 運営理念や基本方針を施設の子ども会等で資料をもとに説明している。
- 運営理念や基本方針の周知状況を確認し、継続的な取組を行っている。

8-（2）中・長期的なビジョンと計画の策定

8-（2）-① 施設の運営理念や基本方針の実現に向けた施設の中・長期計画が策定されている。（共通I-2-（1）-①）

【判断基準】

- a) 経営や、施設の治療・支援に関する中・長期計画を策定している。
- b) 経営や、施設の治療・支援に関する中・長期計画を策定しているが、課題や問題点を解決するための内容が十分でない。
- c) 経営や、施設の治療・支援に関する中・長期計画を策定していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 「中・長期計画」とは、組織の理念や基本方針の実現に向けた具体的な取組を示すものです。（本評価基準における「中・長期」とは3～10年を指すものとします。）
- 本評価基準では、社会的養護の更なる充実、課題の解決等のほか、地域ニーズに基づいた新たな社会的養護の治療・支援の実施といったことも含めた将来像や目標（ビジョン）を明確にし、その将来像や目標（ビジョン）を実現するために、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成等に関する具体的な計画を評価します。なお、書類の体裁等を評価するのではありません。
- 本評価基準では、以下の順序で組織の現状が整理され、中・長期計画が策定されることを期待しています。
 - i) 運営理念や基本方針の実現に向けた将来像や目標（ビジョン）を明確にする。
 - ii) 明確にした将来像や目標（ビジョン）に対して、実施する社会的養護の内容、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成等の現状分析を行い、課題や問題点を明らかにする。
 - iii) 明らかになった課題や問題点を解決し、将来像や目標（ビジョン）を達成するための具体的な中・長期計画を策定する。
 - iv) 計画の実行と評価・見直しを行う。
- 本評価基準で対象としている課題や問題点とは、組織として取り組むべき体制や設備といった全体的な課題です。個々の利用者に関する課題は対象ではありません。

評価の着眼点

- 運営理念や基本方針あるいは質の高い支援の実現に向けた将来像や目標（ビジョン）を明確にしている。
- 実施する社会的養護の治療・支援の内容や、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成等の現状分析を行い、課題や問題点を明らかにしている。
- 中・長期計画は、課題や問題点の解決に向けた具体的な内容になっている。
- 中・長期計画に基づく取組を行っている。
- 中・長期計画は必要に応じて見直しを行っている。
- 専門的機能の充実や社会的養護の分野での心理支援センター的な役割、また、通所機能を活用した地域支援などを行う計画を明確にしている。

8-（2）-② 各年度の事業計画は、中・長期計画の内容を反映して策定されている。
（共通Ⅰ-2-（1）-②）

【判断基準】

- a) 各年度の事業計画は、中・長期計画の内容を反映して策定されている。
- b) 各年度の事業計画は、中・長期計画の内容を反映して策定されているが、事業内容が十分でない。
- c) 各年度の事業計画は、中・長期計画の内容を反映していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

○本評価基準における評価のポイントは、①中・長期計画の内容が、各年度の事業計画に反映されていること、②単年度における事業内容が具体的に示され、さらに実行可能な計画であること、の二点です。

○単年度の事業計画は、年度の終了時に実施状況についての評価を行う必要があります。上記の評価ポイントの二点目は、実施状況の評価が可能となるような計画であることを求めています。数値化等できる限り定量的な分析が可能であることが求められます。

○評価方法は、事業計画の内容を書面で確認するとともに、取組状況について施設長から聴取して確認します。

評価の着眼点

□事業計画には、専門的支援、人材育成、地域支援等、中・長期計画の内容を反映した各年度における事業内容が具体的に示されている。

□事業計画は、実行可能かどうか、具体的な活動や数値目標等を設定することによって実施状況の評価を行えるかどうかについて配慮がなされている。

□事業計画は、単なる「行事計画」になっていない。

□事業計画は、前年度の実施状況の把握や評価を踏まえて策定している。

8-(2)-③ 業計画を、職員等の参画のもとで策定されるとともに、実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われている。(共通I-2-(2)-①)

【判断基準】

- a) 各計画が、職員等の参画のもとで策定されるとともに、実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われている。
- b) 各計画が、職員等の参画のもとで策定されているが、実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われていない。
- c) 各計画が、職員等の参画のもとで策定されていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

○本評価基準における評価のポイントは、中・長期計画や事業計画の策定に当たり、関係職員の参画や意見の集約・反映の仕組みが組織として定められており、機能しているかという点です。また、内容によっては子どもや保護者の意見を集約して各計画に反映していくことも求められます。あわせて、各計画の実施状況について、評価・見直しの時期、関係職員や子どもや保護者等の意見を取り込めるような手順が組織として定められ、実施されているかという点も重要です。

○中・長期計画の評価は、社会の動向、組織の状況、子どもや保護者等や地域のニーズ等の変化に対応するために行います。単年度事業計画の評価は、次年度へのステップとなるだけではなく、中・長期計画の妥当性や有効性についての見直しの基本となります。

○評価方法は、計画策定過程の記録、計画の評価・見直しの記録、事業計画の評価結果が、次年度の事業計画に反映されているかについての継続した事業計画の比較等で確認します。

○なお、各計画の策定、評価、見直しにおいて、例えば、中・長期計画に関しては幹部職員等が参画し、単年度の事業計画に関しては幹部職員以外に中堅職員等が加わるなど、計画の性質や内容に応じて、参画する職員が違っても構いません。

評価の着眼点

□年度終了時はもとより、年度途中にあっても、あらかじめ定められた時期、手順に基づいて事業計画の実施状況の把握、評価を行っている。

□評価の結果に基づいて各計画の見直しを行っている。

□一連の過程が一部の職員だけで行われていない。

8-（2）-④ 事業計画を職員に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行っている。
（共通I-2-（2）-②）

【判断基準】

- a) 各計画を職員に配布して周知を図るとともに、十分な理解を促すための取組を行っている。
- b) 各計画を職員に配布して周知を図っているが、理解を促すための取組が十分ではない。
- c) 各計画を職員に配布していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

○各計画を職員がよく理解することは、計画達成のために欠かすことができない要件です。本評価基準では、職員に対する周知では各計画を文書にして配布することは基本的な取組と位置付け、より理解を促進するためにどのような取組が行われているかを評価します。

○評価方法は、訪問調査において職員への周知に向けてどのような取組を行っているかを聴取した上で、職員への聴取・確認を行うことによってその周知の状況をあわせて把握することになります。

評価の着眼点

- 各計画を会議や研修において説明している。
- 各計画をメールで配信したり、見やすい場所に掲示するなどの工夫を行っている。
- 各計画をわかりやすく説明した資料を作成する等によって、より理解しやすいような工夫を行っている。
- 各計画の進捗状況を確認し、継続的な取組を行っている。

8-（2）-⑤ 事業計画を子ども等に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行っている。（共通Ⅰ-2-（2）-③）

【判断基準】

- a) 事業計画を子ども等に配布して周知を図るとともに、十分な理解を促すための取組を行っている。
- b) 事業計画を子ども等に配布して周知を図っているが、理解を促すための取組が十分ではない。
- c) 事業計画を子ども等に配布していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 子どもや保護者等に対する周知では、作成された印刷物等がわかりやすいかどうか、その内容や方法への配慮についても本評価基準の評価の対象となります。必ずしも計画そのものを配布する必要はなく、簡潔にまとめたものでも構いません。意図が理解されることが大切です。
- 障害のある子どもや乳幼児等に対しては、保護者に対して説明することも求められます。
- 評価方法は、訪問調査において子どもや保護者等への周知に向けてどのような取組を行っているかを聴取した上で、子どもや保護者に聴取・確認を行うことによってその周知の状況をあわせて把握することになります。

評価の着眼点

- 子どもや保護者等に各計画をわかりやすく説明した資料を作成する等によって、より理解しやすいような工夫を行っている。
- 各計画を子ども会や保護者等で資料をもとに説明している。

8-（3）施設長の責任とリーダーシップ

8-（3）-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、専門性に裏打ちされた信念と組織内での信頼のもとにリーダーシップを発揮している。
（共通Ⅰ-3-（1）-①）

【判断基準】

- a) 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、組織内での信頼のもとにリーダーシップを発揮している。
- b) 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、組織内での信頼のもとにリーダーシップを発揮しているが、十分ではない。
- c) 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにしていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 施設長は、組織全体をリードする立場として、職員に対して自らの役割と責任を明らかにすることは、職員からの信頼を得るために欠かすことができないものです。質の高い養育や支援の実施や、効率的な運営は、施設長だけの力で実現できるものではなく、組織内での信頼のもとにリーダーシップを発揮することが施設長の要件と言えます。
- 本評価基準での「施設長」とは、施設を実質的に管理・運営する責任者を指します。
- 具体的な取組については、施設長が社会的養護の使命を自覚し、文書化するとともに会議や研修において表明する等、組織内に十分に伝わるとともに、理解を得ることができる方法で行われていることが評価のポイントとなります。

評価の着眼点

- 施設長は、自らの役割と責任について、文書化するとともに、会議や研修において表明している。
- 施設長は、自らの役割と責任について、広報誌等に掲載して表明している。
- 平常時のみならず、有事（災害・事故等）における施設長の役割と責任が明確になっている。
- 施設長は、職員の模範となるよう自己研鑽に励み、専門性の向上に努めている。

8-（3）-② 施設長自ら、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行い、組織全体をリードしている。（共通Ⅰ-3-（1）-②）

【判断基準】

- a) 施設長自ら、遵守すべき法令等を正しく理解するために積極的な取組を行っている。
- b) 施設長自ら、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っているが、十分ではない。
- c) 施設長自ら、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組は行っていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 施設が社会的役割を果たしていくためには、基本的な関連法令や施設としての倫理を踏まえて事業を進める必要があります。施設長自らがそれらの法令等（憲法、法律、政令、府・省令、告示、通達、局長通知、課長通知）や倫理を正しく理解し、組織全体をリードしていく責務を負っています。
- 組織として遵守しなければならない基本的な関連法令について、リスト化する等の方法で正しく認識されているかどうか、また最新の内容が把握されているかどうか等が評価のポイントとなります。
- 遵守の対象となる法令としては、福祉分野に限らず、雇用・労働や防災、環境への配慮に関するものについても含まれることが望まれます。
- 本評価基準では、施設長の、遵守すべき法令等に関する正しい理解に向けた取組と実際に遵守するための具体的な取組の双方を求めています。

評価の着眼点

- 施設長は、法令遵守の観点での施設経営に関する研修や勉強会等に参加している。
- 施設長は、環境への配慮等も含む幅広い分野について遵守すべき法令等を把握し、リスト化する等の取組を行っている。
- 施設長は、職員に対して遵守すべき法令等を周知し、また遵守するための具体的な取組を行っている。

8-（3）-③ 施設長は、治療・支援の質の向上に意欲を持ち、組織としての取組に十分な指導力を発揮している。（共通Ⅰ-3-（2）-①）

【判断基準】

- a) 施設長は、治療・支援の質の向上に意欲を持ち、組織としての取組に十分な指導力を発揮している。
- b) 施設長は、治療・支援の質の向上に意欲を持ち、組織としての取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。
- c) 施設長は、治療・支援の質の向上に関する組織の取組について指導力を発揮していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 社会福祉法第78条には、施設は「良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めなければならぬ」とされています。施設ではその質を向上させることが重要な課題になっています。
- 施設長は、理念や基本方針に照らし合わせた治療・支援の質に関する課題を把握し、その課題と改善に向けた取組を組織全体に明らかにして指導力を発揮することが重要です。
- 本評価基準では、施設長がこの課題を正しく理解した上で、組織に対してどのように指導力を発揮しているかを具体的な取組によって評価します。

評価の着眼点

- 施設長は、実施する治療・支援の質の現状について定期的、継続的に評価・分析を行っている。
- 施設長は、治療・支援の質の向上について、職員の意見を取り入れるための具体的な取組を行っている。
- 施設長は、治療・支援の質に関する課題を把握し、改善のための具体的な取組を明示して指導力を発揮している。
- 施設長は、治療・支援の質の向上について組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。

8—(3)—④ 施設長は、経営や業務の効率化と改善に向けた取組に十分な指導力を発揮している。(共通Ⅰ—3—(2)—②)

【判断基準】

- a) 施設長は、経営や業務の効率化と改善に向けた取組に十分な指導力を発揮している。
- b) 施設長は、経営や業務の効率化と改善に向けた取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。
- c) 施設長は、経営や業務の効率化と改善に向けた取組について指導力を発揮していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 施設長は、施設運営の基本である経営や業務の効率化と改善という基本的な課題を常に視野に入れて組織を運営していくことが求められます。
- なお、この項目は、前項目の質の向上と相反するものであってはなりません。
- 経営状況やコストバランスの分析に基づいて、経営や業務の効率化を行うとともに、その効果をさらなる改善に向かっていくといった継続的な取組が安定的かつ良質な治療・支援の実施には不可欠となります。
- 施設長には、理念や基本方針の実現に向けて、人事、労務、財務等、それぞれの視点から常に検証を行い、経営や業務の効率化と改善に向けた具体的な取組が必要となります。
- 本評価基準では、施設長がこれらの取組を自ら実施するとともに、組織内に同様の意識を形成し、職員全体で合目的的・効率的な事業運営を目指すための指導力を発揮することを期待しています。
- 取組は具体的でなければなりません。訪問調査で聴取し可能なものについては書面での確認を行います。

評価の着眼点

- 施設長は、経営や業務の効率化と改善に向けて、人事、労務、財務等の面から分析を行っている。
- 施設長は、組織の理念や基本方針の実現に向けて、人員配置、職員の働きやすい環境整備等、具体的に取り組んでいる。
- 施設長は、上記について、組織内に同様の意識を形成するための取組を行っている。
- 施設長は、経営や業務の効率化や改善のために組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。

8- (4) 経営状況の把握

8- (4) -① 施設運営をとりまく環境を的確に把握するための取組を行っている。 (共通Ⅱ-1-(1)-①)

【判断基準】

- a) 施設運営をとりまく環境を的確に把握するための取組を行っている。
- b) 施設運営をとりまく環境を的確に把握するための取組を行っているが、十分ではない。
- c) 施設運営をとりまく環境を把握するための取組を行っていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 本評価基準では、施設運営の基本として、組織として外的な動向を的確に把握するための取組を行っているかどうかを評価します。
- 社会的養護の動向、施設が位置する地域での福祉に対する需要の動向、子どもの数や子どもの状況の変化、治療・支援のニーズ、潜在的な保護を要する子どもに関するデータ等は、施設運営を長期的視野に立って進めていくためには欠かすことのできない情報です。
- さらに本評価基準は、把握された情報やデータが、中・長期計画や各年度の事業計画に反映されていることを求めています。情報把握の目的は、環境変化に適切に対応した施設運営の維持にあり、各計画に情報やデータが反映されなければ、その目的は達成されないからです。
- 評価方法は、訪問調査において外的な動向を把握するための方策・取組と実際に把握している状況について、具体的な資料等を確認します。

評価の着眼点

- 社会的養護の動向について、具体的に把握するための方法を持っている。
- 子どもの数や子どもの状況等について、施設が位置する地域での特徴・変化等を把握している。
- 治療・支援のニーズ、潜在的な保護を要する子どもに関するデータ等を収集している。
- 把握された情報やデータが、中・長期計画や各年度の事業計画に反映されている。

8-(4)-② 運営状況を分析して課題を発見するとともに、改善に向けた取組を行っている。
(共通Ⅱ-1-(1)-②)

【判断基準】

- a) 運営状況を分析して課題を発見するとともに、改善に向けた取組を行っている。
- b) 運営状況を分析して課題を発見する取組を行っているが、改善に向けた取組を行っていない。
- c) 運営状況を分析して課題を発見する取組を行っていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 本評価基準では、運営状況を具体的に把握・分析する取組が行われているかどうかを評価します。
- 評価のポイントは、運営状況の把握・分析のための方法が組織として確立された上でその取組が行われているかどうかという点です。法人や施設長が個人的に行っているだけでは、組織としての取組として位置付けることはできません。
- 運営上の課題を解決していくためには、職員の意見を聞いたり、職員同士の検討の場を設定したりする等、組織的な取組が必要であるという観点で評価を行います。
- 評価方法は、担当者や担当部署等の有無、把握・分析を実施する時期や頻度、職員への周知の方法、改善へ向けての仕組み等、具体的な内容について聴取を行います。

評価の着眼点

- 定期的に治療・支援のコスト分析や子どもの数の推移、入所率等の分析を行っている。
- 改善に向けた取組が、中・長期計画や各年度の事業計画に反映されている。
- 運営状況や改善すべき課題について、職員に周知し、職員の意見を聞いたり、職員同士の検討の場を設定する等、施設全体で取組を行っている。

8-（4）-③ 外部監査（外部の専門家による監査）を実施し、その結果に基づいた運営改善が実施されている。（共通Ⅱ-1-（1）-③）

【判断基準】

- a) 外部監査を実施しており、その結果に基づいた運営改善を実施している。
- b) 外部監査を実施しているが、その結果に基づいた運営改善が十分ではない。
- c) 外部監査を実施していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

○社会福祉法人審査基準では、外部監査の頻度について「資産額が100億円以上若しくは負債額が50億円以上又は収支決算額が10億円以上の法人については、その事業規模に鑑み、2年に1度程度の外部監査の活用を行うことが望ましいものであること。これらに該当しない法人についても、5年に1回程度の外部監査を行うなど法人運営の透明性の確保のために取組を行うことが望ましい」としています。

○ここでいう外部監査とは法人等の財務管理、事業の経営管理、組織運営・事業等に関する外部の専門家の指導・助言を指します。なお、財務管理、経営管理等は「公認会計士等、税理士その他の会計に関する専門家」（以下「外部監査の考え方」3. 外部監査の実施者を参照）によることが求められます。

○社会福祉法人審査基準では、「法人運営の透明性の確保」を求めているので、ここで求める外部監査には、下記「外部監査の考え方」の2. 外部監査の範囲のうちいずれかのみでも差し支えありません。

○外部の専門家による指摘事項、アドバイス等は、経営上の改善課題の発見とその解決のための客観的な情報と位置付けることができます。

○本評価基準では、外部の専門家による外部監査を実施しているかどうか、またその結果を経営改善に活用しているかどうかを評価します。

○評価方法は、訪問調査において、書面での確認と聴取により行います。なお、行政による監査は対象ではありません。

○「外部監査の考え方」

1. 外部監査の趣旨

広く法人の外部の専門家によるチェックを通じて法人運営の透明性の確保に資することを目的とするものであること。

2. 外部監査の範囲

①公認会計士法に基づき公認会計士又は監査法人（以下「公認会計士等」という。）が行う財務諸表の監査

②公認会計士等、税理士その他会計に関する専門家が行う会計管理体制の整備状況の点検等
③財務状況以外の事項（法人の組織運営・事業等）の監査

3. 外部監査の実施者

外部監査は、法人の財務管理、事業の経営管理その他法人運営に関し優れた識見を有する者が行うこと。具体的には、公認会計士等、税理士その他の会計に関する専門家や社会福祉事業について学識経験を有する者等がこれに該当すること。

なお、当該法人の役職員等や、当該法人及びその役員等と親族等の特殊な関係がある者が外部監査を行うことは適当でないこと。

評価の着眼点

□事業規模に応じ、定期的に（2年あるいは5年に1回程度）、外部監査を受けるよう努めている。

□外部監査の結果や、公認会計士等による指導や指摘事項に基づいて、運営改善を実施している。

8-（5）人事管理の体制整備

8-（5）-① 施設が目標とする治療・支援の質を確保するため、必要な人材や人員体制に関する具体的なプランが確立しており、それに基づいた人事管理が実施されている。（共通Ⅱ-2-（1）-①）

【判断基準】

- a) 目標とする治療・支援の質を確保するための、必要な人材や人員体制に関する具体的なプランが確立しており、それに基づいた人事管理が実施されている。
- b) 目標とする治療・支援の質を確保するための、必要な人材や人員体制に関する具体的なプランが確立しているが、それに基づいた人事管理が十分ではない。
- c) 目標とする治療・支援の質を確保するための、必要な人材や人員体制に関する具体的なプランが確立していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 本評価基準では、基本方針や各計画を実現するために必要な人材や人員体制について、組織として具体的なプランを持っているかどうかを評価します。
- プランは、単に「質の高い人材の確保」という抽象的な表現にとどまるものではなく、組織の基本方針や各計画に沿って、組織を適切に機能させるために必要な人数や、体制、社会福祉士等の有資格職員の配置や心理職等の専門職の確保といったことも含めて立案される必要があります。
- 本評価基準では、具体的な考え方・プランの有無とともに、プランどおりの人員体制が取られていらない場合でも、その目標の実現に向かって計画的に人事管理が行われているかどうかを、具体的な経過等から評価します。
- 人事管理については、法人で一括して所管している場合もありますが、その場合にも本評価基準に照らし合わせて、当該施設に関する具体的な考え方を評価します。

評価の着眼点

- 必要な人材や人員体制に関する基本的な考え方や、人事管理に関する方針が確立している。
- 社会福祉士等の有資格職員の配置や心理職等の専門職の確保等、必要な人材や人員体制について具体的なプランがある。
- プランに基づいた人事管理が実施されている。
- 各種加算職員の配置に積極的に取組、人員体制の充実に努めている。
- 職員が、各職種の専門性や役割を理解し合い、互いに連携して組織として治療・支援に取り組む体制が確立している。
- 基幹的職員、家庭支援専門相談員等の機能を活かしている。

8-(5)-② 客観的な基準に基づき、定期的な人事考課が行われている。

(共通Ⅱ-2-(1)-②)

【判断基準】

- a) 客観的な基準に基づき、定期的な人事考課を実施している。
- b) 定期的な人事考課を実施しているが、客観的な基準に基づいて行われていない。
- c) 定期的な人事考課を実施していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 人事考課の持つ意味は、組織の事情によって多少の違いはあるものの、基本的には、職員の職務遂行に当たっての能力と行動及びその成果を評価者が、組織として定めた一定の基準と方法に従って評価してその結果を記録し活用することと言えます。
- 人事考課の目的と役割は、人材の能力開発、育成に活用されること、公正な職員待遇を実現すること、個々の意欲を喚起し、組織活性化に役立つことです。決して、賃金や待遇に格差をつけることを目的にしたものではありません。確かに人の評価にかかる問題だけに慎重な対応が必要ですが、本来の目的を正しく認識し、適性に運用していくことは、健全な組織では当然のことと言えます。
- 人事考課は、「成績考課」(仕事量、仕事の完成度、業務の達成度など)、「情意考課」(規律性、協調性、積極性、責任制など)、「能力考課」(知識・技能、実行力、判断力など)の3点から行われるのが一般的です。
- 人事考課と人材育成を関連付けるとき、組織固有の評価すべき能力の具体的設定が重要であり、考課に当たっては、絶対評価の基準の明確化が求められます。そして何より、人を評価する評価者としての正しい評価眼を養うことが大切になります。人事考課の実施が、職員一人一人の資質や能力を活かした将来像を見据えながら、自己評価と関連づけて行われることが望まれます。
- 評価方法は、考課基準を職員に明示している書面によって確認するとともに、訪問調査によって客觀性・公平性・透明性を確保するためにどのような取組を行っているかを具体的に聴取して確認します。
- なお、施設の規模や職員体制を十分に勘案してその実施状況を評価することが必要になります。したがって、上記判断基準におけるb)の客観的な基準とは、施設長等が職員の期待している仕事の内容を面接時に明確に示していることを指します。

評価の着眼点

- 人事考課の目的や効果を正しく理解している。
- 考課基準を職員に明確に示すことや、結果の職員へのフィードバック等の具体的な方策によって客觀性や透明性の確保が図られている。

8-（5）-③ 職員の就業状況や意向を定期的に把握し、必要があれば改善に取り組む仕組みが構築されている。（共通Ⅱ-2-（2）-①）

【判断基準】

- a) 職員の就業状況や意向を定期的に把握し、必要があれば改善に取り組む仕組みが構築されている。
- b) 職員の就業状況や意向を定期的に把握する仕組みはあるが、改善に取り組む仕組みの構築が十分ではない。
- c) 職員の就業状況や意向を把握する仕組みがない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 治療・支援の内容を充実させるためには、組織として、職員が常に仕事に対して意欲的にのぞめるような環境を整えることが求められます。職員の就業状況や意向・意見を把握、その結果を分析・検討し、改善に向けた取組を人材や人員体制に関する具体的なプランに反映した上で進めていくといった仕組みが必要となります。
- 職員の状態を把握する取組としては、有給休暇の消化率や時間外労働の定期的なチェック、疾病状況のチェックなど客観情報の把握のほか、次世代育成支援対策推進法に基づく事業主行動計画の策定や、改正育児休業法への適切な対応、定期的な個別面接や聴取等の制度として確立していることが望されます。
- また、把握された意向・意見について分析・検討する仕組みの有無、サポートする必要があると認められる職員に対しての対応等、把握した職員の状況に対して組織的にどのように取り組んでいるのかという点も評価の対象となります。
- 評価方法は、訪問調査において職員の就業状況や意向・意見等の記録、把握した結果についての対応の記録等の確認と聴取によって行います。

評価の着眼点

- 職員の有給休暇の消化率や時間外労働のデータ、疾病状況を定期的にチェックしている。
- 把握した職員の意向・意見や就業状況チェックの結果を、分析・検討する担当者や担当部署等を設置している。
- 分析した結果について、改善策を検討する仕組みがある。
- 改善策については、人材や人員体制に関する具体的なプランに反映し実行している。
- 定期的に職員との個別面接の機会を設ける等、職員が相談をしやすいような組織内の工夫をしている。
- 希望があれば職員が相談できるように、カウンセラーや専門家と連携している。
- 困難なケースの抱え込みの防止や休息の確保などに取り組んでいる。

8-（5）-④ 職員待遇の充実を図るため、福利厚生や健康を維持するための取組を積極的に行っている。（共通Ⅱ-2-（2）-②）

【判断基準】

- a) 職員の福利厚生や健康を維持するための取組を実施している。
- b) 職員の福利厚生や健康を維持するための取組を実施しているが、十分ではない。
- c) 職員の福利厚生や健康を維持するための取組を実施していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 本評価基準では、職員待遇の充実を図るという広い観点からの取組を評価の対象とします。
- 具体的には、「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針」（平成19年厚生労働省告示第289号）第3に規定される人材確保の方策のうち、1. 労働環境の整備の推進等にある「⑤健康管理対策等」及び「⑦福利厚生」に示されているものに対する取組等が挙げられます。
- 職員の健康維持の取組としては、例えば、より充実した健康診断を実施する、全職員に予防接種を励行する、健康上の相談窓口を設置する、悩み相談の窓口を設置するなどが挙げられます。
- 相談窓口の設置については、単に「困ったことがあれば施設長に相談する」といった運営ではなく、相談しやすい工夫を行っているか、相談を受け付けた後に解決を図る体制が整備されているなど、組織的に取り組んでいるかどうかを評価します。相談窓口は組織内部のみならず、外部にも設置することが望ましいといえますが、組織内部に設置していれば評価の対象とします。
- 福利厚生の取組としては、職員の余暇活動や日常生活に対する支援を行うなど、福利厚生事業の推進を図っているかどうか確認します。
- 評価方法は、訪問調査において具体的な取組を聴取し、書面でも確認します。

評価の着眼点

- 職員の希望の聴取等をもとに、福利厚生センターへの加入等、総合的な福利厚生事業を実施している。
- 職員の悩み相談窓口を組織内に設置し、又は、関係機関と連携して、解決に向けた体制が整備されている。
- 職員の心身の健康に留意し、定期的に健康診断を行っている。
- 臨床心理士や精神科医などに職員が相談できる窓口を施設内外に確保するなど、職員のメンタルヘルスに留意している。

8-（6）実習生の受入れ

8-（6）-① 実習生の受入れと育成について、基本的な姿勢を明確にした体制を整備し、効果的なプログラムを用意する等積極的な取組をしている。
(共通Ⅱ-2-（4）-①)

【判断基準】

- a) 実習生の受入れと育成について、基本的な姿勢を明確にした体制を整備し、効果的なプログラムを用意する等積極的な取組を実施している。
- b) 実習生の受入れと育成について、体制を整備しているが、効果的なプログラムが用意されていない等積極的な取組には至っていない。
- c) 実習生の受入れと育成について、体制を整備しておらず、実習生を受入れていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 福祉の人材を育成することは、施設の社会的責務の一つです。地域の特性や施設種別、規模等、状況によって異なりますが、組織としての姿勢が明確にされているとともに、その体制が整備されている必要があります。
- 要員の補充や学生の青田買いを目的とした取組では意味がありません。
- 本評価基準では、まず組織として実習生受入れの意義や方針が明確にされ全職員に理解されているかが評価の対象となり、受入れ体制を整備し、様々な工夫のもとで効果的な実習が行われているかどうかを評価します。
- 受入れ体制の整備については、担当者の設置と、受入れに関するマニュアルの作成が求められます。マニュアルには、受入れについての連絡窓口、子どもや保護者等への事前説明、職員への受入れの意義・方針・日程等の事前説明、実習生に対するオリエンテーションの実施方法等の項目が記載されている必要があります。
- 実習生は、受入れの時期や期間、受入れ人数などが一定ではありません。したがって、より丁寧な利用者への配慮が求められます。本評価基準では、子どもにとっても有益な体験となるよう、子どもの意向を尊重した実習生の受入れについて、組織として具体的にどのような取組を行っているかについても評価します。事前説明の方法や、子どもへの配慮の具体的な取組等について聴取します。
- なお、本評価基準では、社会福祉に関する資格取得のために受け入れる実習生が対象となります。

評価の着眼点

- 実習生受入れに関する意義・方針を明文化している。
- 実習生受入れに関する意義・方針を会議等で職員に説明し、全職員が理解している。
- 実習生の受入れについて、受入れについての連絡窓口、事前説明、オリエンテーションの実施方法等の項目が記載されたマニュアルが整備されている。
- 受入れに当たっては、学校等との覚書を取り交わす等によって、実習における責任体制を明確にしている。
- 実習指導者に対する研修を実施している。
- 実習内容全般を計画的に学べるようなプログラムを用意している。
- 学校等と、実習内容について連携してプログラムを整備するとともに、実習期間中においても継続的な連携を維持していくための工夫を行っている。
- 学校等と連携しながら、実習内容全般を計画的に学べるプログラムを策定している。
- 社会福祉士等の種別に配慮したプログラムを用意している。

8- (7) 標準的な実施方法の確立

8- (7) -① 治療・支援について標準的な実施方法を文書化し、職員が共通の認識を持つて行っている。(共通Ⅲ-2- (2) -①)

【判断基準】

- a) 治療・支援について、標準的な実施方法が文書化され、それに基づいた治療・支援が実施されている。
- b) 治療・支援について、標準的な実施方法が文書化されているが、それに基づいた治療・支援の実施が十分ではない。
- c) 治療・支援について、標準的な実施方法が文書化されていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 治療・支援においては、個々の子どもの状況に応じた治療・支援を行う必要があります。しかし、安全性を含めて一定の水準以上の治療・支援の提供を担保するためには、施設として実施しなければならない事項をもとめ、標準的な実施方法を定めることが必要です。(例えば、児童養護施設であれば、「入浴」「食事」「学習・進路」などの養育や支援の内容ごとに定めることを想定しています。)
- 標準的な実施方法を定め、一定の治療・支援の水準を保った上で、それぞれの子どもの状態に応じて個別化を行うことが必要であり、これは事故防止の観点からも有効です。
- 本評価基準では、このような観点から、標準的な実施方法が文書化されているかどうかについて評価します。これは、全ての子どもに対する画一的な治療・支援の実施を目的としたマニュアル化を求めるものではありません。
- 標準的な実施方法には、基本的な技術に関するものだけでなく、治療・支援を実施する時の留意点や子どものプライバシーへの配慮、設備等事業所の状況に応じた業務手順等も含まれ、実施する治療・支援全般にわたって文書化されていることが求められます。
- また、標準的な実施方法に基づいて実施されていることを組織として確認するための仕組みを整備し、標準的な実施方法に合わない治療・支援が行われた場合の対応方法についてもあわせて評価を行います。
- 標準的な実施方法を記した文書は、いつでも閲覧でき、職員が日常的に活用している状態が求められます。
- 評価方法は、訪問調査において書面を確認するとともに、マニュアル等の活用状況について、自立支援計画との突合せや、実施状況を確認する仕組みの有無、関係職員への聴取等によって確認します。

評価の着眼点

- 標準的な実施方法を職員に周知し、共通の認識を持って一定の水準の治療・支援を行っている。
- 標準的な実施方法について、研修や個別の指導等によって職員に周知徹底するための方策を講じている。
- 標準的な実施方法には、子どもの尊重やプライバシー保護の姿勢が明示されている。
- 標準的な実施方法に基づいて実施されているかどうかを確認する仕組みがある。
- マニュアルは、子どもの状態に応じて職員が個別に柔軟に対応できるものとしている。

8-（7）-② 標準的な実施方法について、定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定め、検証・見直しを行っている。（共通Ⅲ-2-（2）-②）

【判断基準】

- a) 標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定め、仕組みに従って検証・見直しを行っている。
- b) 標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定めているが、検証・見直しが十分でない。
- c) 標準的な実施方法について、検証・見直しの仕組みを定めず、定期的な検証をしていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 標準的な実施方法について、定期的に現状を検証し、必要な見直しを組織的に行うための仕組みが定められているか、仕組みに従って見直しが実施されているかどうかを確認します。
- 標準的な実施方法を定期的に見直すことは、治療・支援の質に関する職員の共通意識を育てるとともに、PDCA のサイクルによって、質に関する検討が施設として継続的に行われているという意味をあわせ持っています。
- 標準的な実施方法の見直しは、職員や子ども等からの意見や提案、子どもの状況に基づいて治療・支援の質の向上という観点から行われなければなりません。
- 評価方法は、訪問調査において、定期的な検証や見直しについて、マニュアルの改訂記録や検討会議の記録等、書面をもって確認します。

評価の着眼点

- 治療・支援の標準的な実施方法の見直しに関する時期やその方法が施設で定められている。
- 見直しの時期は、少なくとも1年に1回は検証し、必要な見直しを行う。
- 標準的な実施方法の見直しに当たり、職員や子ども等からの意見や提案が反映されるような仕組みになっている。

8- (8) 評価と改善の取組

8- (8) -① 施設運営や治療・支援の内容について、自己評価、第三者評価等、定期的に評価を行う体制を整備し、機能させている。(共通Ⅲ-2- (1) -①)

【判断基準】

- a) 施設運営や治療・支援の内容について、自己評価、第三者評価等、定期的に評価を行う体制が整備され機能している。
- b) 施設運営や治療・支援の内容について、自己評価、第三者評価等、定期的に評価を行う体制が整備されているが、十分に機能していない。
- c) 施設運営や治療・支援の内容について、自己評価、第三者評価等、定期的に評価を行う体制が整備されていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 施設運営や治療・支援の質の向上は、P (Plan・計画策定) →D (Do・実行) →C (Check・評価) →A (Act・見直し) のサイクルを継続して実施することによって、恒常的な取組として機能していきます。
- これを具体的に示すと、改善計画策定→計画実施→実施状況の評価→改善計画の見直し→必要があれば計画変更、となります。
- 8- (8) の①～②では、この考え方方に沿って質の向上に向けた組織的な取組を評価します。なお、ここでの「治療・支援の内容」とは、個別の利用者に対するものではなく、組織的な対応を求められる全体としての改善課題の発見と対応を指しています。
- 本評価基準は、現在の治療・支援の内容を正しく評価するための組織としての体制整備に焦点をあてています。「定期的に評価を行う体制が整備され機能している」とは、自己評価、第三者評価などの計画的な実施、評価を行った後の結果分析、分析内容についての検討までの仕組みが、組織として定められ実行されていることを指します。

評価の着眼点

- 評価に関する担当者・担当部署が設置されている。
- 職員の参画による評価結果を分析・検討する場が、施設として定められ実行されている。
- 3年に1回以上第三者評価を受けるとともに、定められた評価基準に基づいて、毎年自己評価を実施している。

8-（8）-② 評価の結果を分析し、施設として取り組むべき課題を明確にし、改善策や改善実施計画を立て実施している。（共通Ⅲ-2-（1）-②）

【判断基準】

- a) 評価結果を分析し、明確になった組織として取り組むべき課題について、改善策や改善実施計画を立て実施している。
- b) 評価結果を分析し、組織として取り組むべき課題を明確にしているが、改善策や改善実施計画を立て実施するまでは至っていない。
- c) 評価結果を分析し、組織として取り組むべき課題を明確にしていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 実施した自己評価、第三者評価などの結果を組織がどのように活用しているかを、改善課題の明確化という観点から評価するとともに、評価結果から明確になった課題に対して、改善策や改善実施計画を検討し決定しているか、また、決定された改善策・改善実施計画を実行しているかどうかを評価します。
- 改善課題の明確化についての評価方法は、訪問調査時に、評価結果の分析結果やそれに基づく課題等を、検討過程の記録等も含めて確認します。
- 課題の中には、設備の改善や人員配置、予算的な課題等、単年度では解決できないものも想定されます。これらについては、必要に応じて目標や中・長期計画の中で、段階的に解決へ向かって対応していくことが求められます。
- 課題の改善についての評価方法は、訪問調査において、改善課題についての評価結果に基づいた改善策、改善実施計画等の書面確認及び実施された改善策について聴取して行います。

評価の着眼点

- 職員の参画により評価結果の分析を行っている。
- 分析した結果やそれに基づく課題が文書化されている。
- 職員間で課題の共有化が図られている。
- 評価結果から明確になった課題について、職員の参画のもとで改善策や改善実施計画を策定する仕組みがある。
- 改善策や改善実施計画の実施状況の評価を実施するとともに、必要に応じて計画の見直しを行っている。